

# 浜松市広域受援計画

## 資料編

**【資料編の内容】**

浜松市広域受援計画（本編）を補足する資料として、応援協定、防災拠点（ヘリポート一覧などを含む）及び要請様式等について記載したもの。

令和4年4月改訂

浜松市

## 更新履歴

更新月	更新内容
平成 30 年 3 月	「浜松市広域受援計画」資料編 策定
平成 31 年 1 月	「浜松市広域受援計画」資料編 改訂
令和 2 年 1 月	「浜松市広域受援計画」資料編 改訂
令和 3 年 4 月	「浜松市広域受援計画」資料編 改訂
令和 4 年 4 月	「浜松市広域受援計画」資料編 改訂

# 目次

## 第1章 法令及び応援協定関係

1-1	災害救助法	1
1-2	指定都市市長会	6
1-3	2.1 大都市災害時相互応援に関する協定	13
1-4	三遠南信災害時相互応援協定	15

## 第2章 救助活動関係

2-1	活動拠点候補地一覧	17
2-2	拠点ヘリポート一覧	19
2-3	緊急輸送ルート（救助活動拠点）	20
2-4	広域進出拠点及び進出拠点	22

### 報告様式等

様式 2-1	救助活動拠点・拠点ヘリポート開設可否状況報告	23
(県様式 3-8-13)	自衛隊等支援受入状況	25
(県様式 3-8-14)	組織別活動状況（共通）	26
(県様式 3-8-2)	緊急消防援助隊の応援要請等	27
(県様式 3-8-10)	災害派遣の要請の要求について	28

## 第3章 医療活動関係

3-1	救護病院	29
-----	------	----

## 第4章 物資調達関係

4-1	プッシュ型物資配分計画	30
-----	-------------	----

## 第5章 燃料供給関係

5-1	燃料供給拠点（対外非公表）	別冊
-----	---------------	----

### 報告様式等

(県様式 6-7-1)	優先供給施設への燃料供給要請（燃料調達シート）	35
-------------	-------------------------	----

## 第6章 他都市職員の受入れ関係

6-1	受援が必要と予想される業務	37
6-2	様式使用のフロー図	38

## 報告様式等

様式 6-1 応援要請依頼書.....	39
様式 6-2 応援要請回答書.....	41
様式 6-3 応援職員名簿.....	43
様式 6-4 事務引継書.....	45
様式 6-5 受援終了報告書.....	47

## 第7章 ボランティア受入れ関係

7-1 区災害ボランティアセンター活動拠点候補地.....	49
7-2 災害ボランティア宿营地.....	50

# 第1章

## 法令及び応援協定関係

## 1-1 災害救助法（概要）

### ○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第118号）

#### 1 目的

この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

#### 2 実施体制

- ・法に基づく救助は、都道府県知事が、災害が発生した市町村の区域内において、現に救助を必要とする者に行う。（第2条第1項（法定受託事務））
- ・災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（第2条第2項）
- ・必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。（第13条第1項）

#### 3 救助の種類、程度、方法及び期間

##### （1）救助の種類

- ①避難所及び応急仮設住宅の供与
- ②炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④医療及び助産
- ⑤被災者の救出
- ⑥被災した住宅の応急修理
- ⑦生業に必要な賃金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧学用品の給与
- ⑨埋葬
- ⑩前①～⑨に規定するもののほか、政令で定めるもの

##### （2）救助の程度、方法及び期間

- ・救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長が、これを定める。
- ・前述の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事又は救助実施市の長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

#### 4 費用（法第18条～法第20条より整理） ※詳細は「災害救助法」を参照

##### (1) 費用の支出区分（法第18条関連）

救助に要する費用は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

##### (2) 費用の補償（法第19条関連）

都道府県等は、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

##### (3) 応援のため支弁した費用（法第20条関連）

都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県等に対して、求償することができる。

#### 5 国庫負担（法第21条より整理） ※詳細は「災害救助法」を参照

国庫は、都道府県等が4(1)により支出した費用及び4(2)の補償に要した費用並びに4(3)の求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、以下のとおり、負担するものとする。

##### ■合計額が普通税収入見込額の2/100以下の場合

合計額の50/100を国庫が負担する

##### ■合計額が普通税収入見込額の2/100を超える場合

①収入見込額の2/100以下の部分については、その額の50/100を国庫負担

②収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分については、その額の80/100を国庫負担

③収入見込額の4/100を超える部分については、その額の90/100を国庫負担

→①+②+③の合計が国庫負担額となる。

#### 6 災害救助基金の概要

##### (1) 目的

都道府県及び救助実施市は、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

##### (2) 基金の積立方法

・前年度の前3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額を積み立てることが原則。

・都道府県は、各年度における基金の積立状況について、毎年度6月15日までに災害救助基金報告書により内閣総理大臣に情報を提供しなければならない。

##### (3) 基金から支出することができる費用

①法による救助に要した費用

②法による給与品の事前購入に必要な費用（基金による備蓄物資）

③基金の管理に必要な費用（基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の費用をいい、都道府県等の職員人件費の類は含まれない。）

※災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。

(4) 基金による備蓄物資

- ・基金による備蓄物資は、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品に限られる。
- ・救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。
- ・基金による備蓄物資の管理は、毎年度当初において、時価による評価をしておくこと。

7 災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条）

■災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

1. 住家等への被害が生じた場合

(1) 当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号）

市町村の区域内の人口		住家減失世帯数
	5,000人未満	30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって減失した一の世帯とする。（以下、同じ。）

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって減失した一の世帯とする。（以下、同じ）



- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第1条第1項第2号）

① 都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

② 市町村の区域内の人口	住家減失世帯数
5,000人未満	15
5,000人以上 15,000人未満	20
15,000人以上 30,000人未満	25
30,000人以上 50,000人未満	30
50,000人以上 100,000人未満	40
100,000人以上 300,000人未満	50
300,000人以上	75

- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段）

都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が減失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

→被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第1条）

2. 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（4号基準）

発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する災害

（令第1条第1項第4号）

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第2条第1号）
- ・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）

■災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

## 1-2 指定都市市長会

### 【基本パターン】

被災地域 ブロック (※1)	都道府県 (※1)	指定都市 (※1)			
		支援 グループ	現地支援 (連絡) 本部設置担当都市 (※2~4) 及び支援隊派遣都 市 (※5)	支援追加支 援グループ (※6)	中央連絡本部 派遣グループ (※7)
北海道東 北ブロッ ク (A)	北海道・青森県・ 岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・ 福島県・新潟県	A グループ	① 仙台市 ② 札幌市 ③ 新潟市	B グループ	D グループ
関東ブロッ ク (B)	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	B グループ	① 横浜市 ② さいたま市 ③ 川崎市 ④ 千葉市 ⑤ 相模原市	A グループ	E グループ
中部ブロッ ク (C)	富山県・石川県・ 長野県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・ 三重県	C グループ	① 静岡市 ② 浜松市 ③ 名古屋市	D グループ	F グループ
関西ブロッ ク (D)	福井県・滋賀県・ 京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・ 和歌山県	D グループ	① 神戸市 ② 京都市 ③ 大阪市 ④ 堺市	C グループ	A グループ
中国・四 国ブロッ ク (E)	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	E グループ	① 岡山市 ② 広島市	F グループ	B グループ
九州ブロッ ク (F)	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	F グループ	① 北九州市 ② 福岡市 ③ 熊本市	E グループ	C グループ

(「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画 別表」より)

## 備考

- ※1 被災地域ブロック、都道府県及び指定都市は、「応急対策職員派遣制度」（総務省）の別表に適応したものである。
- ※2 現地支援本部は、災害発生時に現地支援（連絡）本部設置担当都市である都市が設置する。
- ※3 現地支援（連絡）本部設置担当都市は、「現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市」欄の○数字の順番で年度ごとの輪番とする。ただし、当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が会長市であった場合は、次順位の年が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。
- ※4 当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が被災等により現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができないときは、次順位の都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。
- ※5 現地支援（連絡）本部設置担当都市以外の都市は、支援隊派遣都市として活動する。
- ※6 一の支援グループにより現地支援本部の運営が困難な場合は、現地支援（連絡）本部設置担当都市からの依頼に基づき、中央支援本部は、追加グループの内から、現地支援（連絡）本部設置担当都市、追加支援グループの年及び中央支援本部にて協議のうえ、支援隊派遣都市として活動する都市を選定し、追加する。
- ※7 中央支援本部派遣都市は、災害発生時に中央支援本部派遣グループ内で現地支援（連絡）本部設置担当都市である都市が担う。

【支援グループ内の全都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができない場合】

被災地域 ブロック (※1)	都道府県 (※1)	指定都市 (※1)			
		支援 グループ	現地支援 (連絡) 本部 設置担当都市 (※2～4) 及び支援隊 派遣都市(※5)	現地支援 (連絡) 本部 設置担当都市 及び支援隊 派遣都市 代行グループ (※6)	追加の 支援隊派遣都市 (※7) 中央支援本部 派遣都市 (※8)
北海道東 北ブロッ ク (A)	北海道・青森県・ 岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・ 福島県・新潟県	A グループ	① 仙台市 ② 札幌市 ③ 新潟市	① B グループ ② C グループ ③ D グループ	被災しなかった 全都市 ※地域ブロック による割り振り を参考に割当を 行う。
関東ブロ ック (B)	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	B グループ	① 横浜市 ② さいたま市 ③ 川崎市 ④ 千葉市 ⑤ 相模原市	① A グループ ② C グループ ③ D グループ	
中部ブロ ック (C)	富山県・石川県・ 長野県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・ 三重県	C グループ	① 静岡市 ② 浜松市 ③ 名古屋市	① D グループ ② B グループ ③ A グループ	
関西ブロ ック (D)	福井県・滋賀県・ 京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・ 和歌山県	D グループ	① 神戸市 ② 京都市 ③ 大阪市 ④ 堺市	① C グループ ② E グループ ③ F グループ	
中国・四 国ブロッ ク (E)	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	E グループ	① 岡山市 ② 広島市	① F グループ ② D グループ ③ C グループ	
九州ブロ ック (F)	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	F グループ	① 北九州市 ② 福岡市 ③ 熊本市	① E グループ ② D グループ ③ C グループ	

(「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画 別表」より)

## 備考

- ※1 被災地域ブロック、都道府県及び指定都市は、「応急対策職員派遣制度」（総務省）の別表に適応したものである。
- ※2 現地支援本部は、災害発生時に被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市である都市が設置する。
- ※3 現地支援（連絡）本部設置担当都市は、「現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市」欄の○数字の順番で年度ごとの輪番とする。ただし、当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が会長市であった場合は、次順位の年が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。
- ※4 当該年度の現地支援（連絡）本部設置担当都市が被災等により現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができない場合は、次順位の都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担う。
- ※5 現地支援（連絡）本部設置担当都市以外の都市は、支援隊派遣都市として活動する。
- ※6 支援グループ内の全都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができない場合は、「現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市代行グループ」欄の○数字の順番により、現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市を担うグループを決定する。
- ※7 代行グループにより現地支援本部の運営が困難な場合は、現地支援（連絡）本部設置担当都市からの依頼に基づき、中央支援本部は、被災しなかった全都市の中から、現地支援（連絡）本部設置担当都市、被災しなかった都市及び中央支援本部にて協議のうえ、支援隊派遣都市として活動する都市を選定し、追加する。
- ※8 中央支援本部派遣都市は、災害発生時に中央支援本部派遣グループ内で現地支援（連絡）本部設置担当都市である都市が担う。

## 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画 抜粋

### 1 計画の適用

この計画は、国内のいずれかの市区町村で震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する災害が発生した場合で、指定都市市長会会長（以下「会長」という。）が広域・大規模な災害であり指定都市市長会としての支援が必要と認めるときに適用する。

### 2 災害発生時の準備体制

- ① 国内のいずれかの市区町村で震度6弱以上の地震が観測されたとき又はそれに相当する災害が発生したときは、指定都市市長会事務局（以下「事務局」という。）、会長市及び別表に定める地域ブロックによる割り振りにおいて被災地の現地支援本部の設置を担当する都市（以下「現地支援本部設置担当都市」という。）は、この計画の適用を判断するため、準備体制をとるものとする。
- ② 現地支援本部設置担当都市は、被災都道府県等から情報を収集するほか、原則として、被災地へ職員を派遣し、被害状況を事務局に報告するものとする。
- ③ 事務局は、現地支援本部設置担当都市等から情報を収集し、会長に報告するとともに、各指定都市に情報提供するものとする。
- ④ 会長は、被災の範囲、規模等から都道府県や近隣市区町村による応援等だけでは十分な支援が困難であり、この計画を適用する必要があると認めた場合は、事務局を通して各指定都市の市長にその旨を通知するものとする。
- ⑤ 事務局、会長市及び現地支援本部設置担当都市の準備体制に必要なその他の事項については、会長が別に定めるものとする。

### 3 計画が適用された場合の体制

#### （1）中央連絡本部

- ① 会長は、この計画が適用された場合、速やかに中央連絡本部を設置する。
- ② 中央連絡本部の本部長（以下「中央連絡本部長」という。）は会長が務める。
- ③ 中央連絡本部は、原則として事務局に置き、事務局及び各指定都市東京事務所の職員、別表に定める地域ブロックによる割り振りに基づく担当グループの現地支援本部設置担当都市（以下、「中央連絡本部派遣都市」という）からの派遣職員により構成する。
- ④ 中央連絡本部の役割は、下記のとおりとする。
  - ア 国の災害対策本部、関係省庁及び全国知事会・全国市長会等との連絡調整
  - イ 会長市との連絡調整
  - ウ 各指定都市及び現地支援本部との連絡調整
  - エ 各指定都市及び報道機関等への情報提供
- ⑤ 中央連絡本部の組織等は、会長が別に定める。

## (2) 先遣隊

- ① この計画が適用された場合、別表に定める地域ブロックによる割り振りに基づき、現地支援本部設置担当都市及び支援隊派遣都市の市長は、速やかに先遣隊を被災地に派遣するものとする。
- ② 先遣隊は、現地支援本部が設置された場所に速やかに参集し、現地支援本部の構成員として、被災地の情報収集・連絡を中心に活動するものとする。

## (3) 現地支援本部

- ① この計画が適用された場合、別表に定める地域ブロックによる割り振りに基づき、現地支援本部設置担当都市の市長は、速やかに現地支援本部を設置する。
- ② 現地支援本部の本部長（以下「現地支援本部長」という。）は、現地支援本部設置担当都市の市長が務める。
- ③ 現地支援本部は、現地支援本部長が指定する場所に置き、現地支援本部設置担当都市及び各支援隊派遣都市の職員により構成する。
- ④ 現地支援本部長は、現地支援本部の場所を指定した場合は、速やかに中央連絡本部長に通知し、中央連絡本部長は、各指定都市の市長に通知するとともに、現地支援本部の設置について全国知事会、全国市長会等に通知するものとする。
- ⑤ 現地支援本部長は、被災の範囲、規模等から別表に定める現地支援本部設置担当都市及び支援隊派遣都市のみでは支援を行うことが困難であると判断した場合（別表の「広範な都道府県に被害が及ぶ場合」を適用するときを除く。）は、支援隊派遣都市の追加について中央連絡本部長と協議することができる。
- ⑥ 中央連絡本部長は、協議の結果、支援隊派遣都市の追加が必要と判断したときは、指定都市の市長と協議の上、支援隊派遣都市としての支援要請を行うものとする。
- ⑦ 支援隊派遣都市の追加要請の考え方は、会長が別に定める。
- ⑧ 現地支援本部の役割は、下記のとおりとする。
  - ア 被災地における情報収集及び支援需要等の把握
  - イ 中央連絡本部との連絡調整
  - ウ 被災地に派遣された各指定都市の支援隊及び当該指定都市との連絡調整並びに他の支援枠組みの現地本部との協議・調整
  - エ 被災市区町村の災害対策本部、被災都道府県の災害対策本部、当該都道府県の対口支援を行っている都道府県の現地本部（以下「対口支援県現地本部」という。）等との連絡調整
  - オ 対口支援先又は、複数市による共同支援の決定

## 4 支援の実施決定

- ① 被災市区町村への支援は、各指定都市からの対口支援を原則とするが、これにより難しい場合には、複数市による共同支援の実施を妨げるものではない。



- ② 支援隊派遣都市の市長は、先遣隊の派遣状況や支援体制の状況について現地支援本部長に報告するものとする。
- ③ 現地支援本部長は、先遣隊の派遣状況や支援体制の状況について中央連絡本部長に報告するものとする。
- ④ 現地支援本部長は、収集した被災地における支援需要等を中央連絡本部長に報告するものとする。
- ⑤ 現地支援本部長は、被災地における支援需要等をもとに、中央連絡本部長及び支援隊派遣都市の市長と協議の上、自市又は支援隊派遣都市の支援先候補の被災市区町村を決定し、支援隊派遣都市の市長に通知するものとする。なお、支援先候補の被災市区町村の決定に当たっては、必要に応じて、当該被災市区町村の属する都道府県に連絡を行うものとする。
- ⑥ 自市の支援先候補の被災市区町村を決定した現地支援本部長及び支援先候補の被災市区町村の通知を受けた支援隊派遣都市の市長は、支援先候補の被災市区町村の長と調整の上、支援の実施や支援の内容（以下「支援実施等」という。）を判断するものとする。
- ⑦ 現地支援本部長及び支援隊派遣都市の市長は、支援実施等に関して決定したときは、現地支援本部長にあつては対口支援を行う被災市区町村に、支援隊派遣都市の市長にあつては現地支援本部長及び対口支援を行う被災市区町村にその結果を速やかに報告する。
- ⑧ 現地支援本部長は、自市の支援実施等を決定したとき又は支援隊派遣都市の市長から支援実施等の決定の報告を受けたときは、中央連絡本部長にその旨を報告するとともに、被災都道府県及び対口支援県現地本部に報告するものとする。
- ⑨ 中央連絡本部長は、現地支援本部長から支援実施等の決定の報告を受けたときは、全国知事会、全国市長会等に報告するものとする。

### 1-3 2.1 大都市災害時相互応援に関する協定

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	1 2	浜松市
2	福岡市	1 3	岡山市
3	堺市	1 4	相模原市
4	東京都	1 5	熊本市
5	大阪市	1 6	仙台市
6	川崎市	1 7	神戸市
7	京都市	1 8	さいたま市
8	横浜市	1 9	広島市
9	名古屋市	2 0	千葉市
1 0	新潟市	2 1	札幌市
1 1	北九州市		

順は、平成24年度を1とする

(「2.1 大都市災害時相互応援に関する協定 別表1」より)

#### 2.1 大都市災害時相互応援に関する協定 抜粋

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する都市(以下「応援要請都市」という。)は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(実施)

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目 抜粋

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これにあたるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

## 1-4 三遠南信災害時相互応援協定

ブロック名	代表都市	構成都市
豊橋田原	豊橋市	豊橋市・田原市
宝飯	豊川市	豊川市・蒲郡市
新城設楽	新城市	新城市・設楽市・東栄市・豊根村
西遠	浜松市	浜松市・湖西市
中遠	磐田市	磐田市・袋井市・森町
東遠	掛川市	掛川市・御前崎市・菊川市・牧之原市
飯伊	飯田市	飯田市・松川市・高森町・阿南町・阿智村 平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村 泰阜村・喬来村・豊丘村・大鹿村
上伊那	駒ヶ根市	駒ヶ根市・伊那市・辰野町・箕輪町・飯島町 南箕輪町・中川村・宮田村

(「三遠南信災害時相互応援協定 別表」より)

### 三遠南信災害時相互応援協定 抜粋

(応援の要請)

第3条 災害が発生し、応援を受けようとする都市（以下「被災都市」という。）は、自ブロック代表都市を通じて総代都市に応援を要請する。ただし、自ブロック代表都市も被災している場合は総代都市に、総代都市も被災している場合は副総代都市に応援を要請することができる。

2 応援を求められた総代都市又は副総代都市は、被災都市及びブロック代表都市と緊密な連絡をとり、各都市に応援を要請する。

3 応援を要請しようとする被災都市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することができる。この場合において、被災都市は、必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被災の状況
- (2) 物資、資機材等の応援要請の場合にあつては、必要とする物資等の品名、数量等
- (3) 人員応援要請の場合にあつては、必要とする職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の自主的活動)

第4条 各都市は、必要があると認めるときは、総代都市の要請前に応援を開始することができる。ただし、応援を開始したときは、当該応援の内容を自ブロック代表都市を通じて総代都市に報告しなければならない。

2 災害のうち地震災害が発生した場合は、被災都市以外の都市は各都市の判断で次に掲げる体制をとることができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

- (1) 被災都市で震度6弱を観測した場合 応援の準備体制
- (2) 被災都市で震度6強以上を観測した場合 応援の実施体制

(応援の内容)

第5条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (2) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材（車両を含む。）及び物資の提供又は貸与
- (3) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資及びその供給に必要な資機材（車両を含む。）の提供
- (4) 児童生徒その他被災者の一時受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

# 第2章

## 救助活動關係

2-1 活動拠点候補地

(「浜松市防災計画」より)  
(計36箇所)

拠点名称	所在地		管理者情報	施設面積 (単位：㎡)	救助活動拠点の使用区分				
	住所	緯度・経度 (車両進入点)	施設管理者 (所管課)	合計	警察	消防	自衛隊	自衛隊 予備	ヘリポート
浜松市小型自動車競走場 (浜松オートレース場)	浜松市中央区和合町936-19	34.73952, 137.70505	産業総務課	157,477		○			
花川運動公園	浜松市中央区西丘町724	34.773887, 137.690043	スポーツ振興課 公園管理事務所	52,105				○	
浜松市北部水泳場	浜松市中央区高丘西4-7-1	34.761841, 137.693101	中区まちづくり推進課	20,682				○	
浜松市青少年の家	浜松市中央区住吉四丁目23-1	34.731863, 137.731458	次世代育成課	10,844	○				
浜松武道館	浜松市中央区西浅田二丁目3-1	34.69592, 137.725315	中区まちづくり推進課	5,903	○				
天竜川緑地(北側)	浜松市東区白鳥町1347番地先	34.732933, 137.80376	公園管理事務所	150,000				○	拠点 (大)
安間川公園自由広場	浜松市東区安新町181-2	34.730299, 137.786672	公園管理事務所	50,135				○	
浜松工業高校東側周辺グラウンド群	浜松市東区半田山三丁目51他	34.773752, 137.736583	公園管理事務所他	45,858				○	
浜松アリーナ	浜松市東区和田町808-1	34.71863, 137.76721	スポーツ振興課	31,882	○	○			
雄踏総合公園(グラウンド)	浜松市西区雄踏町宇布見9984-1	34.704320, 137.615425	公園管理事務所	169,000				○	現地(大)
航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町無番地	34.740215, 137.698617	防衛省	161,426			○		
はままつフラワーパーク (駐車場)	浜松市西区館山寺町195	34.76111, 137.6341	緑政課	25,419		○			現地(小)
浜松市農村環境改善センター	浜松市西区伊左地町1320-1	34.748744, 137.674455	農地整備課	9,400	○				
天竜川緑地(南側)	浜松市南区鶴見町2940-1先	34.710428, 137.79567	公園管理事務所	160,000				○	拠点 (大)
可美公園総合センター (サッカー場)	浜松市南区増楽町920-2	34.68608, 137.69889	南区区民生活課 公園管理事務所	79,410		○			
大塚グラウンド(飯田公園)	浜松市南区大塚町地内安間川河川敷	34.697645, 137.783717	南区区民生活課 公園管理事務所	28,600			○		

拠点名称	所在地		管理者情報	施設面積 (単位：㎡) 合計	救助活動拠点の使用区分				
	住所	緯度・経度 (車両進入点)	施設管理者 (所管課)		警察	消防	自衛隊	自衛隊 予備	ヘリポート
細江総合グラウンド	浜松市北区細江町中川2736	34. 80847, 137. 675164	北区まちづくり推進課	49, 061			○		
引佐総合公園	浜松市北区引佐町井伊谷3858-1	34. 83786, 137. 67964	公園管理事務所	41, 700		○			
三ヶ日運動場	浜松市北区三ヶ日町宇志1320-5	34. 800585, 137. 557951	北区まちづくり推進課	28, 325			○		拠点 (大)
引佐運動広場	浜松市北区引佐町東黒田847-1	34. 875449, 137. 648036	北区まちづくり推進課	11, 970				○	
三ヶ日B&G海洋センター	浜松市北区三ヶ日町都筑3116-23	34. 784886, 137. 573875	北区まちづくり推進課	10, 777	○				
浜松市教育センター	浜松市北区東三方町143-4	34. 779412, 137. 724273	教育センター	4, 448	○				
みをつくし文化センター	浜松市北区細江町気賀369	34. 806827, 137. 650477	北区まちづくり推進課	7, 533	○				
天竜川運動公園	浜松市浜北区中瀬・永島地先	34. 810446, 137. 819962	浜北区まちづくり推進課	217, 852				○	拠点 (大)
浜北平口サッカー場	浜松市浜北区平口3071-1	34. 797013, 137. 759916	浜北区まちづくり推進課	54, 865			○		
浜北総合体育館 (サブアリーナ・温水プール)	浜松市浜北区平口5042-133	34. 79727, 137. 75903	浜北区まちづくり推進課	46, 716		○			
明神池運動公園浜北球場	浜松市浜北区宮口391-5	34. 832949, 137. 765963	浜北区まちづくり推進課	43, 158				○	
静岡県警察西部運転免許センター	浜松市浜北区小松3220	34. 782333, 137. 768202	静岡県警察本部	36, 000	○				
浜松市中瀬南部緑地会館	浜松市浜北区中瀬4486-1	34. 814535, 137. 819465	公園管理事務所	13, 590	○				
浜松市船明(ふなぎら)ダム 運動公園	浜松市天竜区船明2649	34. 899620, 137. 814279	天竜区まちづくり推進課	63, 332		○	○		拠点 (大)
春野気田スポーツ広場※1	浜松市天竜区春野町気田850-1	35. 004399, 137. 910394	天竜区まちづくり推進課	11, 190				○	拠点(中)
佐久間ふれあい運動公園※2 (グラウンド)	浜松市天竜区佐久間町浦川3544	35. 055266, 137. 771392	公園管理事務所	9, 912				○	
水窪グラウンド※3	浜松市天竜区水窪町奥領家3682	35. 169745, 137. 870384	天竜区まちづくり推進課	6, 043				○	拠点(中)
水窪山村開発センター※3 (水窪協働センター2階)	浜松市天竜区奥領家2980-1	35. 165977, 137. 869567	天竜区まちづくり推進課	2, 946	○				
浜松市天竜武道館	浜松市天竜区二俣町二俣557-1	34. 872154, 137. 81382	天竜区まちづくり推進課	2, 279	○				
天竜川鹿島上島緑地	浜松市天竜区二俣町鹿島地先	34. 852006, 137. 808295	公園管理事務所	68, 893				○	

※1 春野気田スポーツ広場は天竜区まちづくり推進課所管であるが、春野協働センターも確認・報告に協力する。

※2 佐久間ふれあい運動公園は公園管理事務所所管であるが、佐久間協働センターも確認・報告に協力する。

※3 水窪グラウンド・水窪山村開発センターは天竜区まちづくり推進課所管であるが、水窪協働センターも確認・報告に協力する。



## 2-2 拠点ヘリポート

(「浜松市地域防災計画」、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」より)

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	施設管理者 電話番号	管轄消防本部 電話番号(患者搬送のための要請先)
38	西部	浜松市	和地山公園グラウンド	浜松市中区和地山三丁目10-1	浜松市役所公園管理事務所 053-473-1829	浜松市消防局(警防課)053-475-7531 〈浜松市中消防署053-475-7551〉
39	西部	浜松市	三ヶ日運動場	浜松市北区三ヶ日町宇志1320-5	浜松市北区役所(まちづくり推進課) 053-523-1114	浜松市消防局(警防課)053-475-7531 〈浜松市北消防署053-527-0119〉
40	西部	浜松市	天竜川運動公園	浜松市浜北区永島 河川敷	浜松市浜北区役所(まちづくり推進課) 053-585-1116	浜松市消防局(警防課)053-475-7531 〈浜松市浜北消防署053-586-0119〉
41	西部	浜松市	船明ダム運動公園	浜松市天竜区船明2649	浜松市天竜区役所(まちづくり推進課) 053-922-0072	浜松市消防局(警防課)053-475-7531 〈浜松市天竜消防署053-922-0119〉
42	西部	浜松市	春野気田スポーツ広場※1	浜松市天竜区春野町気田850-1	浜松市天竜区役所(まちづくり推進課) 053-983-0001	浜松市消防局(警防課)053-475-7531 〈浜松市天竜消防署053-922-0119〉
43	西部	浜松市	春野ふれあい公園※2	浜松市天竜区春野町領家145-1	浜松市役所公園管理事務所 053-473-1829	浜松市消防局(警防課)053-475-7531 〈浜松市天竜消防署053-922-0119〉
44	西部	浜松市	(旧)浦川中学校グラウンド	浜松市天竜区佐久間町浦川2792	浜松市佐久間協働センター 053-967-2002	浜松市消防局(警防課)053-475-7531 〈浜松市天竜消防署053-922-0119〉
45	西部	浜松市	佐久間ふれあい運動公園※3	浜松市天竜区佐久間町浦川3544	浜松市役所公園管理事務所 053-473-1829	浜松市消防局(警防課)053-475-7531 〈浜松市天竜消防署053-922-0119〉
46	西部	浜松市	水窪グラウンド※4	浜松市天竜区水窪町奥領家3682	浜松市天竜区役所(まちづくり推進課) 053-922-0072	浜松市消防局(警防課)053-475-7531 〈浜松市天竜消防署053-922-0119〉
47	西部	浜松市	天竜川緑地(北)	浜松市東区白鳥町1347番地先	浜松市役所公園管理事務所 053-473-1829	浜松市消防局(警防課)053-475-7531 〈浜松市東消防署053-460-0119〉
48	西部	浜松市	天竜川緑地(南)	浜松市南区鶴見町2940-1先	浜松市役所公園管理事務所 053-473-1829	浜松市消防局(警防課)053-475-7531 〈浜松市南消防署053-422-0119〉

※1 春野気田スポーツ広場は天竜区まちづくり推進課所管であるが、春野協働センターも確認・報告に協力する。

※2 春野ふれあい公園は公園管理事務所所管であるが、春野協働センターも確認・報告に協力する。

※3 佐久間ふれあい運動公園は公園管理事務所所管であるが、佐久間協働センターも確認・報告に協力する。

※4 水窪グラウンドは天竜区まちづくり推進課所管であるが、水窪協働センターも確認・報告に協力する。

2-3 緊急輸送ルート(救助活動拠点)

(「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」より)

方面	連番	拠点(施設)名称	位置情報			最寄りのIC(東名高速)			最寄りのIC(新東名)		
			所在地(住所)	緯度	経度	IC名	距離	ルート	IC名	距離	ルート
西部	1	浜松市小型自動車競走場(浜松オートレース場)	浜松市中区和合町936-19	34.73952	137.70505	浜松西IC	8	(主)浜松環状線(1次)[65]→(市)萩湖東線(2次)→(市)中野町三方原線(2次)→県道湖東和合線[364]	浜松浜北IC	17	(国)152号(1次)→(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)257号(1次)→(市)中野町三方原線(2次)→和地山曳馬停車場線[321]→(一)県道湖東和合線[364]
西部	2	花川運動公園	浜松市中区西丘町724	34.77389	137.69004	浜松西IC	2	(主)浜松環状線(1次)→市道	浜松浜北IC	15	(国)152号(1次)→(主)浜松環状線(1次)[65]→市道
西部	3	浜松市北部水泳場	浜松市中区高丘西4-7-1	34.76184	137.69311	浜松西IC	2	(主)浜松環状線(1次)[65]→(市)萩湖東線(2次)→市道	浜松浜北IC	17	(国)152号(1次)→(主)浜松環状線(1次)[65]→(市)萩丘湖東線(2次)→市道
西部	4	浜松市青少年の家	浜松市中区住吉四丁目23-1	34.73186	137.73146	浜松IC	12	(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)152号(2次)→市道	浜松浜北IC	14	(国)152号(1次・2次)→市道
西部	5	浜松武道館	浜松市中区西浅田二丁目3-1	34.69592	137.72532	浜松IC	10	(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)152号(2次)→(国)257号(2次)→市道	浜松浜北IC	18	(国)152号(1次・2次)→(国)257号(2次)→市道
西部	6	天竜川緑地(北)	浜松市東区白鳥町1347番地先	34.73293	137.80376	浜松IC	3	(主)浜松環状線(1次)[65]→(一)磐田細江線(2次)[261]→市道→(一)二俣浜松線(2次)[344]	浜松浜北IC	13	(国)152号(1次)→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(主)浜松袋井線(1次)[374]→(一)磐田細江線(2次)[261]→市道→(一)二俣浜松線(2次)[344]
西部	7	安間川公園自由広場	浜松市東区安新町181-2	34.73030	137.78667	浜松IC	2	(主)浜松環状線(1次)[65]	浜松浜北IC	13	(国)152号(1次)→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(一)浜松袋井線(1次)[374]→(主)浜松環状線(1次)[65]→市道
西部	8	浜松工業高校東側周辺グラウンド群	浜松市東区半田山三丁目51他	34.77375	137.73658	浜松西IC	7	(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)257号(1次)→市道	浜松浜北IC	11	(国)152号(1次)→(主)浜松環状線(1次)[65]→市道
西部	9	浜松アリーナ	浜松市東区和田町808-1	34.71863	137.76721	浜松IC	4	(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)152号(2次)→市道	浜松浜北IC	14	(国)152号(1次)→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(一)浜松袋井線(1次)[374]→(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)152号(2次)→市道
西部	10	雄踏総合公園(グラウンド)	浜松市西区雄踏町宇布見9984-1	34.70433	137.61543	浜松西IC	12	(主)浜松環状線(1次)[65]→(主)浜松雄踏線(2次)[62]→(主)細江舞阪線[49]	浜松浜北IC	28	(国)152号(1次)→(主)浜松環状線(1次)[65]→(主)浜松雄踏線(2次)[62]→(主)細江舞阪線[49]
西部	11	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町無番地	34.74022	137.69862	浜松西IC	1	(主)浜松環状線(1次)[65]→(市)萩湖東線(2次)	浜松浜北IC	18	(国)152号(1次)→(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)257号(1次)→(市)萩湖東線(2次)
西部	12	はままつフラワーパーク(駐車場)	浜松市西区館山寺町195	34.76111	137.63410	浜松西IC	5	(主)浜松環状線(1次)[65]→(一)湖東和合線(3次)[364]→(主)館山寺鹿谷線(3次)[48]	浜松浜北IC	21	(国)152号(1次)→(主)浜松環状線(1次)[65]→(一)湖東和合線(3次)[364]→(主)館山寺鹿谷線(3次)[48]
西部	13	浜松市農村環境改善センター	浜松市西区伊佐地町1320-1	34.74874	137.67446	浜松西IC	2	(主)浜松環状線(1次)[65]→(主)館山寺鹿谷線[48]	浜松浜北IC	18	(国)152号(1次)→(主)浜松環状線(1次)[65]→(主)館山寺鹿谷線[48]
西部	14	天竜川緑地(南)	浜松市南区鶴見町2940-1地先	34.71043	137.79567	浜松IC	5	(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)1号(1次)→市道→(一)笠井飯田線[313]→(一)二俣浜松線(2次)[344]	浜松浜北IC	14	(国)152号(1次)→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(主)浜松袋井線(1次)[374]→(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)1号(1次)→市道→(一)笠井飯田線[313]→(一)二俣浜松線(2次)[344]
西部	15	可美公園総合センター(サッカー場)	浜松市南区増楽町920-2	34.68608	137.69889	浜松IC	13	(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)152号(2次)→(国)257号(2次)→市道	浜松浜北IC	21	(国)152号(1次・2次)→(国)257号(2次)→市道
西部	16	飯田公園(大塚グラウンド)	浜松市南区大塚町1816-1	34.69761	137.78374	浜松IC	6	(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)1号(1次)→市道	浜松浜北IC	16	(国)152号(1次)→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(一)浜松袋井線(1次)[374]→(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)1号(1次)→市道
西部	17	細江総合運動公園	浜松市北区細江町中川12736	34.80847	137.67516	浜松西IC	10	(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)257号(1次)→市道	浜松いなさIC	10	(国)257号(1次)→市道
西部	18	引佐総合公園	浜松市北区引佐町井伊谷3858-1	34.83786	137.67964	浜松西IC	12	(主)浜松環状線(1次)→(国)257号(1次)→市道	浜松いなさIC	7	(国)257号(1次)→市道
西部	19	三ヶ日運動場	浜松市北区三ヶ日町宇志1320-5	34.80059	137.55795	三ヶ日IC	3	(主)三ヶ日インター線(1次)[310]→(国)362号(2次)→市道	浜松いなさIC	22	(国)257号(1次)→(国)362号(2次)→市道

方面	連番	拠点(施設)名称	位置情報			最寄りのIC(東名高速)			最寄りのIC(新東名)		
			所在地(住所)	緯度	経度	IC名	距離	ルート	IC名	距離	ルート
西部	20	引佐運動広場	浜松市北区引佐町東黒田847-1	34.87545	137.64804	浜松西IC	17	(主)浜松環状線(1次)→(国)257号(1次・2次)→浜松三ヶ日線[68]	浜松いなさIC	3	(国)257号(2次)→浜松三ヶ日線[68]
西部	21	三ヶ日B&G海洋センター	浜松市北区三ヶ日町都築3116-23	34.78489	137.57388	三ヶ日IC	2	(主)三ヶ日インター線(1次)[85]→(国)362号(2次)→市道	浜松いなさIC	20	(国)257号(1次)→(国)362号(2次)→市道
西部	22	浜松市教育会館	浜松市北区東三方町149-2	34.74658	137.72504	浜松西IC	5	(主)浜松環状線(1次)[65]→市道	浜松浜北IC	12	(国)152号(1次)→(主)浜松環状線(1次)[65]→市道
西部	23	みをつくし文化センター	浜松市北区細江町気賀369	34.80683	137.65048	浜松西IC	12	(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)257号(1次)→(国)362号(2次)→(主)細江舞阪線[49]→市道	浜松いなさIC	10	(国)257号(1次)→(国)362号(2次)→(主)細江舞阪線[49]→市道
西部	24	天竜川運動公園	浜松市北北区中瀬・永島地先	34.81045	137.81996	浜松IC	9	(主)浜松環状線(1次)[65]→(主)浜松袋井線(1次)[374]→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(主)浜北袋井線(1次)[61]→(主)二俣浜松線(2次)[344]	浜松浜北IC	4	(国)152号(1次)(2次)→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(主)浜北袋井線(1次)[61]→(主)二俣浜松線(2次)[344]→市道
西部	25-1	浜北平口サッカー場	浜松市浜北区平口3071-1	34.79701	137.75992	浜松西IC	11	(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)152号(1次)→市道	浜松浜北IC	6	(国)152号(1次)→市道
西部	25-2	浜北総合体育館(サブアリーナ・温水プール)	浜松市浜北区平口5042-133	34.79727	137.75903	浜松西IC	11	(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)152号(1次)→市道	浜松浜北IC	6	(国)152号(1次)→市道
西部	26	明神池運動公園浜北球場	浜松市浜北区宮口391-5	34.83295	137.76596	浜松西IC	15	(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)152号(1次)→(主)熊小松天竜川停車場線(1次)[296]→(主)浜北三ヶ日線[68]	浜松浜北IC	6	(国)152号(1次)→(主)熊小松天竜川停車場線(1次)[296]→(主)浜北三ヶ日線[68]
西部	27	静岡県警察西部運転免許センター	浜松市浜北区小松3220	34.78233	137.76820	浜松西IC	10	(主)浜松環状線(1次)[65]→(国)152号(1次)→市道	浜松浜北IC	8	(国)152号(1次)→市道
西部	28	浜松市中瀬南部緑地会館	浜松市浜北区中瀬4486-1	34.81454	137.81947	浜松IC	10	(主)浜松環状線(1次)[65]→(主)浜松環状袋井線(1次)[374]→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(主)浜北袋井線(1次)[61]→(主)二俣浜松線(2次)[334]→市道	浜松浜北IC	4	(国)152号(1次)→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(主)浜北袋井線(1次)[61]→(主)二俣浜松線(2次)[344]→市道
西部	29	船明(ふなぎら)ダム運動公園	浜松市天竜区船明2649	34.88962	137.81438	浜松IC	18	(主)浜松環状線(1次)[65]→(主)浜松袋井線(1次)[374]→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(国)152号(1次・2次)→(主)掛川天竜線(2次)[40]→(国)152号(2次)→(主)渡ヶ島横山線[360]	浜松浜北IC	7	(国)152号(2次)→(主)掛川天竜線(2次)[40]→(国)152号(2次)→(主)渡ヶ島横山線[360]
西部	30	春野気田スポーツ広場	浜松市天竜区春野町気田850-1	35.00440	137.91039	浜松IC	38	(主)浜松環状線(1次)[65]→(主)浜松袋井線(1次)[374]→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(国)152号(1次・2次)→(主)掛川天竜線(2次)[40]→(国)152号(2次)→(国)362号(2次)→市道	浜松浜北IC	29	(国)152号(2次)→(主)掛川天竜線(2次)[40]→(国)152号(2次)→(国)362号(2次)→市道
西部	31	佐久間ふれあい運動公園(グラウンド)	浜松市天竜区佐久間町浦川3544	35.05527	137.77139	浜松IC	59	(主)浜松環状線(1次)[65]→(主)浜松袋井線(1次)[374]→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(国)152号(1次・2次)→(主)掛川天竜線(2次)[40]→(国)152号(2次)→(国)473号(2次)→市道	浜松浜北IC	47	(国)152号(2次)→(主)掛川天竜線(2次)[40]→(国)152号(2次)→(国)473号(2次)→市道
西部	32	水窪グラウンド	浜松市天竜区水窪町奥領家3682	35.16975	137.87038	浜松IC	58	(主)浜松環状線(1次)[65]→(主)浜松袋井線(1次)[374]→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(国)152号(1次・2次)→(主)掛川天竜線(2次)[40]→(国)152号(2次)	浜松浜北IC	47	(国)152号(2次)→(主)掛川天竜線(2次)[40]→(国)152号(2次)
西部	33	浜松市水窪協働センター	浜松市天竜区水窪町奥領家2980-1	35.16598	137.86957	浜松IC	58	(主)浜松環状線(1次)[65]→(主)浜松袋井線(1次)[374]→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(国)152号(1次)(2次)→(主)掛川天竜線(2次)[40]→(国)152号(2次)	浜松浜北IC	47	(国)152号(2次)→(主)掛川天竜線(2次)[40]→(国)152号(2次)
西部	34	浜松市天竜武道館	浜松市天竜区二俣町二俣557-1	34.87215	137.81382	浜松IC	16	(主)浜松環状線(1次)[65]→(主)浜松袋井線(1次)[374]→(主)天竜浜松線(1次)[45]→(国)152号(1次)(2次)→(主)掛川天竜線(2次)[40]→(国)152号(2次)→市道	浜松浜北IC	6	(国)152号(2次)→(主)掛川天竜線(2次)[40]→(国)152号(2次)→市道

## 2-4 広域進出拠点（◎）及び進出拠点（○）

施設名称	所在地	アクセス	警察庁	消防庁	防衛省	国土交通省
山中城址駐車場	三島市	国道1号	○			
東名高速足柄SA（下り線）	小山町	東名高速道路	◎	◎		◎
東山湖フィッシングエリア駐車場	御殿場市	国道138号	○			
陸上自衛隊駒門駐屯地	御殿場市	国道246号			◎	
陸上自衛隊板妻駐屯地	御殿場市	県道155号			◎	
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地	御殿場市	県道23号			◎	
陸上自衛隊富士駐屯地	小山町	国道138号			◎	
道の駅朝霞高原道の駅	富士宮市	国道139号	○			
清水穴原スポーツ広場	静岡市	国道52号	○			
新東名高速浜松SA（上り線）	浜松市	新東名高速道路	○	○		
新東名高速浜松SA（下り線）	浜松市	新東名高速道路	○			
東名高速浜名湖SA（上り線）	浜松市	東名高速道路	○			
東名高速浜名湖SA（下り線）	浜松市	東名高速道路	○	○		
湖西運動公園	湖西市	国道301号	○			
新東名高速駿河湾沼津SA（下り線）	沼津市	新東名高速道路	○	◎		
新東名高速清水PA（上り線）	静岡市	新東名高速道路 国道52号	○			
新東名高速清水PA（下り線）	静岡市	新東名高速道路 国道52号	○			

（「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」より）

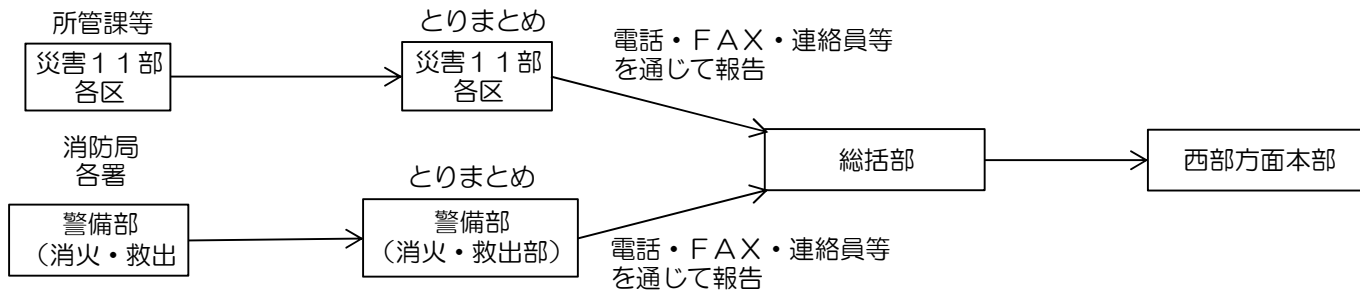
## 第2章

# 法令及び応援協定関係 (報告様式等)

# 様式2-1 救助活動拠点・拠点ヘリポート開設可否状況報告様式

報告日時：令和 年 月 日 時 分

所属・担当者名：



※警備部（消火・救出部）では主に緊急消防援助隊が利用する施設を確認する。

## 1 活動拠点の開設可否状況（報告出来る施設・項目について随時報告する）

救助活動拠点名	利用可否※1	避難者等の支障	電気利用	水道利用	心急危険度判定の実施状況	通信手段※2 (防災無線・消防無線・携帯電話・ポイパケ等)	備考
	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		
	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		
	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		
	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		
	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		
	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		
	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		
	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		
	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		
	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		

## 2 拠点ヘリポートの開設可否状況（報告出来る施設・項目について随時報告する）

施設名称	利用可否※1	避難者等の支障	安全確保要員配置	通信手段※2 (防災無線・消防無線・携帯電話・ポイパケ等)	備考
	可・否	有・無	済・未		
	可・否	有・無	済・未		
	可・否	有・無	済・未		
	可・否	有・無	済・未		
	可・否	有・無	済・未		
	可・否	有・無	済・未		
	可・否	有・無	済・未		
	可・否	有・無	済・未		
	可・否	有・無	済・未		
	可・否	有・無	済・未		

※1 敷地・建物の状況（地割れ、建物の傾き、天井の落下、段差の発生等）の被災状況を勘案して利用の可否を選択する。  
 なお、建物の状況について、利用の可否判断が困難な場合には利用可否の項目は未回答として、備考欄にその内容を記載する。

※2 通信手段については要員の配置がなされた場合に回答する。

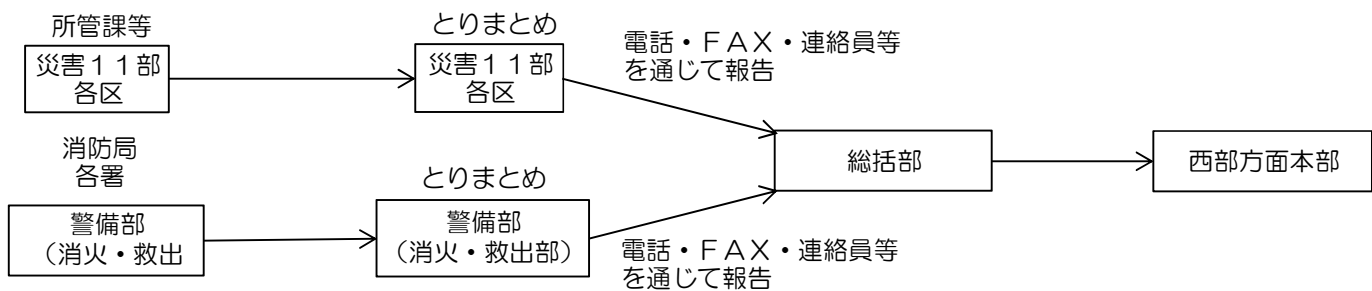
備考（その他、補足する情報がある場合は、記入下さい。）

# 様式2-1 救助活動拠点・拠点ヘリポート開設可否状況報告様式

**記載例:天竜区本部**

報告日時：令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

所属・担当者名：〇〇部 〇〇 〇〇



※警備部（消火・救出）では主に緊急消防援助隊が利用する施設を確認する。

## 1 活動拠点の開設可否状況（報告出来る施設・項目について随時報告する）

救助活動拠点名	利用可否※1	避難者等の支障	電気利用	水道利用	応急危険度判定の実施状況	通信手段※2 (防災無線・消防無線・携帯電話・ポイパケ等)	備考
浜松市船明（ふなぎら）ダム運動公園	可(○)否	有(無)	可(否)	可・否	赤・黄・緑・未	消防無線	
春野気田スポーツ広場	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		確認中
水窪グラウンド	可(○)否	有(無)	可(否)	可・否	赤・黄・緑・未		敷地の利用可能
浜松市水窪協働センター	可(○)否	有(無)	可(否)	可(否)	赤・黄(緑)未	防災無線・ポイパケ	避難者いるが活動スペース有
浜松市天竜武道館	可・否	有(無)	可(否)	可・否	赤・黄・緑(未)		下記の備考欄参照
	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		
	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		
	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		
	可・否	有・無	可・否	可・否	赤・黄・緑・未		

## 2 拠点ヘリポートの開設可否状況（報告出来る施設・項目について随時報告する）

施設名称	利用可否※1	避難者等の支障	安全確保要員配置	通信手段※2 (防災無線・消防無線・携帯電話・ポイパケ等)	備考
浜松市船明（ふなぎら）ダム運動公園	可(○)否	有(無)	済(未)	消防無線	安全確保要員として消防局の支援あり
春野気田スポーツ広場	可・否	有・無	済・未		確認中
水窪グラウンド	可(○)否	有(無)	済(未)		
(旧) 浦川中学校グラウンド	可・否	有・無	済・未		確認中
	可・否	有・無	済・未		
	可・否	有・無	済・未		
	可・否	有・無	済・未		
	可・否	有・無	済・未		
	可・否	有・無	済・未		

※1 敷地・建物の状況（地割れ、建物の傾き、天井の落下、段差の発生等）の被災状況を勘案して利用の可否を選択する。  
 なお、建物の状況について、利用の可否判断が困難な場合には利用可否の項目は未回答として、備考欄にその内容を記載する。

※2 通信手段については要員の配置がなされた場合に回答する。

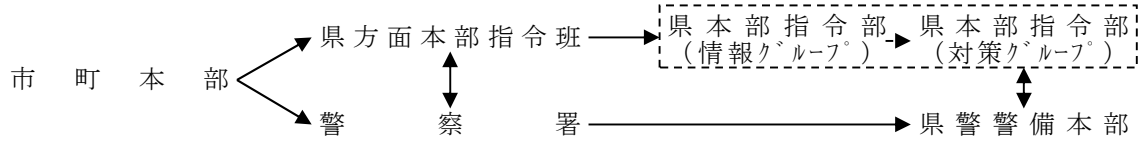
備考（その他、補足する情報がある場合は、記入下さい。）

浜松市天竜武道館については、敷地の利用は可能だが、建物の利用は応急危険度判定が出来ておらず、現時点で利用可否の判断が困難。

自衛隊等支援受入状況

【処理欄】FUJISAN入力：  
GIS入力：

報告日時：令和 年 月 日 時 分  
報告組織・担当者名：



1 拠点ヘリポート利用可能状況

拠点ヘリポート名	所在地		利用可否	避難民等の支障	安全確保要員配置	規模(大中小型)	備考
	緯度 (○° ○′ ○″)	経度 (○° ○′ ○″)					
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	済・未		
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	済・未		

2 拠点ヘリポート以外の離着陸適地

離着陸適地名	所在地		安全確保要員配置	面積 m×m	規模 (大中小型)	備考
	緯度 (○° ○′ ○″)	経度 (○° ○′ ○″)				
	° / ′ ″	° / ′ ″	済・未			
	° / ′ ″	° / ′ ″	済・未			
	° / ′ ″	° / ′ ″	済・未			
	° / ′ ″	° / ′ ″	済・未			
	° / ′ ″	° / ′ ″	済・未			
	° / ′ ″	° / ′ ″	済・未			
	° / ′ ″	° / ′ ″	済・未			
	° / ′ ″	° / ′ ″	済・未			

3 救助活動拠点

救助活動拠点名	所在地		利用可否	避難民等の支障	電気利用	水道利用	備考
	緯度 (○° ○′ ○″)	経度 (○° ○′ ○″)					
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / ′ ″	° / ′ ″	可・否	有・無	可・否	可・否	

備考（その他、補足する情報がある場合は、記入下さい。）

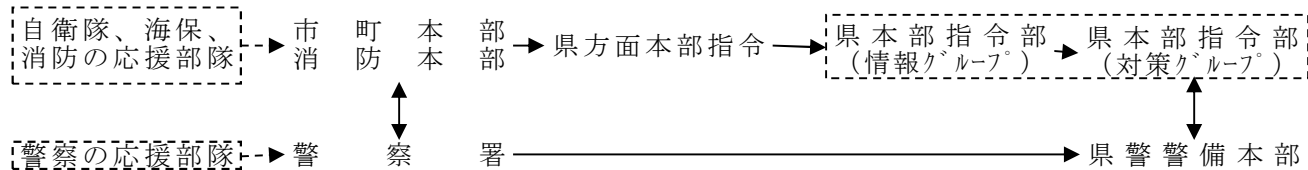


組織別活動状況（共通）

【処理欄】FUJISAN入力：  
GIS入力：

報告日時：令和 年 月 日 時 分

報告組織・担当者名：



1 活動状況（活動できない場合は、その状況を記載下さい。）

2 市町別の活動状況 ※活動組織別に記入

活動市町	活動人数	救出救助者数	活動組織名、活動概況	備考

備考（その他、補足する情報がある場合は、記入下さい。）

## 緊急消防援助隊の応援等要請

第		報	
令和	年	月	日
		時	分

静岡県知事殿

市町長

消防組織法第 44 条第 1 項又は緊急消防援助隊運用要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の応援等を要請します。

災害発生日時	令和	年	月	日	時	分	頃
災害発生場所	都道府県				市区町村		
災害種別・状況							
被害の状況	原子力施設等	有・無		被害	有・無・不明		
	石油コンビナート	有・無		被害	有・無・不明		

応援等要請日時	令和	年	月	日	時	分	
出動準備を依頼する隊 (○の付いた隊)	出動可能な全隊			特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊		
	指揮支援隊				N災害対応小隊		
	指揮隊				B災害対応小隊		
	消火小隊				C災害対応小隊		
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊			
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊			
	後方支援小隊			特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊		
	通信支援小隊				消防活動二輪小隊		
	航空小隊				震災対応特殊車両小隊		
	水上小隊				水難救助小隊		
				その他 ( )			
連絡事項 (必要資機材等)							

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

第 号  
令和 年 月 日

静岡県知事 様

〇〇市町災害対策本部長  
( )

災害派遣の要請の要求について

下記の事由により、災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づく災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する理由

(1) 災害の状況

ア 地震等の概況

- ・発生日時 令和 年 月 日 時 分
- ・市町内最大震度 震度 地域名：

イ 被害概況

(2) 派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域、活動内容

- (1) 希望する区域（市町名）
- (2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

# 第3章

## 医療活動関係

### 3-1 救護病院

(全15病院)

No.	病 院 名	住 所	電話番号	備 考
1	浜 松 労 災 病 院	東区将監町 25	(462)1211	
2	浜松医科大学医学部附属病院	東区半田山一丁目 20-1	(435)2111	○
3	天 竜 病 院	浜北区於呂 4201-2	(583)3111	
4	浜 松 医 療 セ ン タ ー	中区富塚町 328	(453)7111	○
5	浜松市リハビリテーション病院	中区和合北一丁目 6-1	(471)8331	
6	佐 久 間 病 院	天竜区佐久間町中部 18-5	(965)0054	
7	浜 松 赤 十 字 病 院	浜北区小林 1088-1	(401)1111	○
8	遠 州 病 院	中区中央一丁目 1-1	(453)1111	
9	浜 松 北 病 院	東区大瀬町 1568	(435)1111	
10	松 田 病 院	西区入野町 753	(448)5121	
11	浜 松 南 病 院	南区白羽町 26	(443)2111	
12	十 全 記 念 病 院	浜北区小松 1700	(586)1115	
13	聖 隷 浜 松 病 院	中区住吉二丁目 12-12	(474)2222	
14	聖 隷 三 方 原 病 院	北区三方原町 3453	(436)1251	○
15	すずかけセントラル病院	南区田尻町 120-1	(443)0111	

(注) ○印…県医療救護計画における災害拠点病院

(「浜松市地域防災計画」より)

# 第4章

## 物資調達関係

4-1 プッシュ型物資配分計画  
(毛布)

(「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画 資料編」より)

毛布 (市町備蓄分を反映した国支援助物資の市町への配分)																					
広域物資輸送拠点及び市町	県第4次被害想定避難者数(1週間後、避難者のみ)	物資拠点における各市町の避難者構成比	市町毎の毛布必要枚数(1人2枚)	市町の備蓄枚数	市町の毛布不足枚数(備蓄枚数-必要枚数)	市町の毛布備蓄率	市町備蓄率100%未満の市町への国支援助物資の配分(1次配分)率	市町に対する毛布の配分(1次配分) (備蓄が足りている市町には配分なし)	市町の備蓄枚数【再掲】	各市町に対する国からの配分枚数(1次配分)プラス各市町の備蓄枚数	市町毎の毛布必要枚数(1人2枚)【再掲】	各市町備蓄枚数プラス国配分枚数(1次配分)マイナス必要枚数	市町に対する配分枚数(2次配分)(仮おきの計算) (必要枚数に到達する配分枚数)	市町に対する国配分枚数を考慮した最終結果	市町使用可能枚数と市町必要枚数の比較(最終結果)	市町で使用可能な毛布枚数(市町備蓄枚数+国配分枚数への到達度)	充足割合(市町使用可能毛布枚数の必要枚数への到達度)	箱数(1箱に10枚入)	パレット枚数(6箱/パレット1枚)	保管面積(パレット枚数×1.21㎡)	広域物資輸送拠点ごとの予備枚数
各市町分の計算式	B=静岡県第4次地震被害想定(震源域・基本ケース、津波生成域D、災害発生後7日目の避難所避難者数)	C=市町避難者数/地域全体の避難者総数	D=B*2	E=消防庁報告(平成30年4月分)	F=E-D	G=E/D	H=市町避難者数/地域内の毛布の配分(1次配分)率	I(アイ)=国配分総枚数*H	J=E-消防庁報告(平成30年4月分)	K=I+J	L=D	M=K-L	N=I(アイ)-M	O=N*(国配分枚数の可能度)	P=O+J-L	Q=J+O	R=Q/L*100	S=O/10	T=S/6	U=T*1.21	
河津建設(株)資材倉庫	16,039	100%	32,078	21,371	-10,707		15,161	17,225	21,371	38,596	32,078	6518	23,919	17,225		38,596		1,723	287	347	
下田市	5,356	3%	10,712	3,140	-7,572	29%	35%	6,085	3,140	3,140	10,712	-7572	13,657	9,835	2,263	12,975	121%	983	164	198	
東伊豆町	878	5%	1,756	8,883	7,127	506%		1次配分の必要なし	8,883	8,883	1,756	7127	0	0	7,127	8,883	506%	0	0	0	
河津町	1,308	8%	2,616	890	-1,726	34%	9%	1,486	890	2,376	2,616	-240	1,726	1,243	-483	2,133	82%	124	21	25	
南伊豆町	1,989	12%	3,978	2,500	-1,478	63%	13%	2,260	2,500	4,760	3,978	782	1,478	1,064	-414	3,564	90%	106	18	21	
松崎町	2,639	16%	5,278	3,020	-2,258	57%	17%	2,998	3,020	6,018	5,278	740	2,258	1,626	-632	4,646	88%	163	27	33	
西伊豆町	3,869	24%	7,738	2,938	-4,800	38%	26%	4,396	2,938	7,334	7,738	-404	4,800	3,457	-1,343	6,395	83%	346	58	70	
キラメツセぬまづ	21,724	100%	43,448	54,470	11,022	125%		16,230	54,470	70,700	43,448	27,252	0	16,230		70,700	163%	1,623	271	327	16,230
愛鷹広域公園	33,129	100%	66,258	85,317	19,059		15,653	17,965	85,317	103,282	66,258	37,024	0	17,965		103,282		1,797	300	362	
熱海市	838	3%	1,676	10,000	8,324	597%	0%	1次配分の必要なし	10,000	10,000	1,676	8324	0	0	8,324	10,000	597%	0	0	0	
三島市	7,595	23%	15,190	18,610	3,420	123%	0%	1次配分の必要なし	18,610	18,610	15,190	3,420	0	0	3,420	18,610	123%	0	0	0	
伊東市	3,819	12%	7,638	17,097	9,459	224%	0%	1次配分の必要なし	17,097	17,097	7,638	9,459	0	0	9,459	17,097	224%	0	0	0	
御殿場市	2,706	8%	5,412	10,603	5,191	196%	0%	1次配分の必要なし	10,603	10,603	5,412	5,191	0	0	5,191	10,603	196%	0	0	0	
裾野市	2,216	7%	4,432	4,150	-282	94%	14%	2,543	4,150	6,693	4,432	2,261	2次配分の必要なし	2,543	2,261	6,693	151%	254	42	51	
伊豆市	3,118	9%	6,236	924	-5,312	15%	20%	3,579	924	4,503	6,236	-1733	2次配分の必要なし	3,579	-1,733	4,503	72%	358	60	72	
伊豆の国市	4,548	14%	9,096	6,520	-2,576	72%	29%	5,220	6,520	11,740	9,096	2,644	2次配分の必要なし	5,220	2,644	11,740	129%	522	87	105	
函南町	3,116	9%	6,232	3,368	-2,864	54%	20%	3,576	3,368	6,944	6,232	712	2次配分の必要なし	3,576	712	6,944	111%	358	60	72	
清水町	2,518	8%	5,036	9,785	4,749	194%	0%	1次配分の必要なし	9,785	9,785	5,036	4,749	0	0	4,749	9,785	194%	0	0	0	
長泉町	1,796	5%	3,592	2,900	-692	81%	11%	2,061	2,900	4,961	3,592	1,369	2次配分の必要なし	2,061	1,369	4,961	138%	206	34	42	
小山町	859	3%	1,718	1,360	-358	79%	5%	986	1,360	2,346	1,718	628	2次配分の必要なし	986	628	2,346	137%	99	17	20	
ふじさんめっせ	27,543		55,086	39,514	-15,572		27,543	29,075	39,514	68,589	55,086	13,503	0	29,075		68,589		2,908	485	586	
富士市	19,428	71%	38,856	26,931	-11,925	69%	71%	20,509	26,931	47,440	38,856	8,584	2次配分の必要なし	20,509	8,584	47,440	122%	2,051	342	414	
富士宮市	8,115	29%	16,230	12,583	-3,647	78%	29%	8,566	12,583	21,149	16,230	4,919	2次配分の必要なし	8,566	4,919	21,149	130%	857	143	173	
ツインメッセ静岡	176,724		353,448	143,236	-210,212	41%	176,724	140,606	143,236	283,742	353,448	-69,706	210,212	140,606	-69,706	283,742	80%	14,051	2,342	2,834	
J&A大井川	118,713		237,426	107,182	-130,244	45%	118,000	110,881	107,182	209,901	237,426	-27,525	145,986	110,881	-19,877	218,063		11,088	1,848	2,236	
島田市	17,522	15%	35,044	13,888	-21,156	40%	15%	16,465	13,888	30,353	35,044	-4,691	21,156	16,069	-5,087	29,957	85%	1,607	268	324	
焼津市	41,733	35%	83,466	15,498	-67,968	19%	35%	39,215	15,498	54,713	83,466	-28,753	67,968	51,624	-16,344	67,122	80%	5,162	860	1,041	
藤枝市	32,268	27%	64,536	25,034	-39,502	39%	27%	30,321	25,034	55,355	64,536	-9,181	39,502	30,003	-9,499	55,037	85%	3,000	500	605	
牧之原市	17,791	15%	35,582	18,222	-17,360	51%	15%	16,718	18,222	34,940	35,582	-642	17,360	13,185	-4,175	31,407	88%	1,319	220	266	
吉田町	8,686	7%	17,372	32,600	15,228	188%	7%	1次配分の必要なし	32,600	32,600	17,372	15,228	0	0	15,228	32,600	188%	0	0	0	
川根本町	713	1%	1,426	1,940	514	136%	0%	1次配分の必要なし	1,940	1,940	1,426	514	0	0	0	1,940	136%	0	0	0	
エコバ	106,705		213,410	137,603	-75,807		106,705	93,167	137,603	230,770	213,410	24,129	75,807	93,167		230,770		9,316	1,553	1,879	
磐田市	41,241	39%	82,482	59,530	-22,952	72%	39%	36,009	59,530	95,539	82,482	13,057	22,952	28,208	5,256	87,738	106%	2,821	470	569	
掛川市	23,594	22%	47,188	37,660	-9,528	80%	22%	20,601	37,660	58,261	47,188	11,073	9,528	11,710	2,182	49,370	105%	1,171	195	236	
袋井市	23,385	22%	46,770	23,870	-22,900	51%	22%	20,418	23,870	44,288	46,770	-2,482	22,900	28,144	5,244	52,014	111%	2,814	469	567	
御前崎市	6,329	6%	12,658	4,404	-8,254	35%	6%	5,526	4,404	9,930	12,658	-2,728	8,254	10,144	1,890	14,548	115%	1,014	169	204	
菊川市	8,408	8%	16,816	8,399	-8,417	50%	8%	7,341	8,399	15,740	16,816	-1,076	8,417	10,345	1,928	18,744	111%	1,034	172	209	
森町	3,748	4%	7,496	3,740	-3,756	50%	4%	3,272	3,740	7,012	7,496	-484	3,756	4,616	860	8,356	111%	462	77	93	
浜松市総合産業展示館	179,748		359,496	80,075	-279,421		179,748	188,237	80,075	268,312	359,496	-91,184	279,421	188,237		268,312		18,824	3,137	3,796	
浜松市	165,616	92%	331,232	75,665	-255,567	23%	92%	173,438	75,665	249,103	331,232	-82,129	255,567	172,167	-83,400	247,832	75%	17,217	2,870	3,472	
湖西市	14,132	8%	28,264	4,410	-23,854	16%	8%	14,799	4,410	19,209	28,264	-9,055	23,854	16,070	-7,784	20,480	72%	1,607	268	324	
合計	680,325		1,360,650	668,768	-691,882			613,286	668,768	1,273,892	1,360,650	-79,989	735,345	613,286		1,273,892		61,330	10,222	12,368	

## 4-1 プッシュ型物資配分計画 (食料・粉ミルク)

広域物資輸送拠点及び市町	県第4次被害想定避難者数(基本①)1週間後避難所	避難者構成比(拠点別)	食料4品目(4日目分)			パン				精米				インスタント麺類			
			食数	パレット枚数	保管面積	食数(全体の4割)	箱数(40食分)	パレット枚数(56箱/1枚)	保管面積(パレット枚数×1.21㎡)	食数(全体の3割)	袋数(50食分/10kg)	パレット枚数(32袋/1枚)	保管面積(パレット枚数×1.21㎡)	食数(全体の2割)	箱数(20食分)	パレット枚数(32箱/1枚)	保管面積(パレット枚数×1.21㎡)
河津建設(株)資材倉庫	16,039	100%	66,900	53	64	26,760	669	11.9	14.5	20,070	401	12.5	15.2	13,380	669	20.9	25.3
下田市	5,356	33%	22,340	18	21	8,936.1	223	4.0	4.8	6,702.1	134	4.2	5.1	4,468.1	223	7.0	8.4
東伊豆町	878	5%	3,662	3	4	1,464.9	37	0.7	0.8	1,098.7	22	0.7	0.8	732.4	37	1.1	1.4
河津町	1,308	8%	5,456	4	5	2,182.3	55	1.0	1.2	1,636.7	33	1.0	1.2	1,091.2	55	1.7	2.1
南伊豆町	1,989	12%	8,296	7	8	3,318.5	83	1.5	1.8	2,488.9	50	1.6	1.9	1,659.3	83	2.6	3.1
松崎町	2,639	16%	11,007	9	11	4,403.0	110	2.0	2.4	3,302.2	66	2.1	2.5	2,201.5	110	3.4	4.2
西伊豆町	3,869	24%	16,138	13	16	6,455.2	161	2.9	3.5	4,841.4	97	3.0	3.7	3,227.6	161	5.0	6.1
キラメッセぬまづ・沼津市	21,724	100%	63,600	51	61	25,440	636	11.4	13.7	19,080	382	11.9	14.4	12,720	636	19.9	24.0
愛鷹広域公園	33,129	100%	49,100	39	47	19,640	491	8.8	10.6	14,730	295	9.2	11.2	9,820	491	15.3	18.6
熱海市	838	3%	1,242	1	1	496.8	12	0.2	0.3	372.6	7	0.2	0.3	248.4	12	0.4	0.5
三島市	7,595	23%	11,256	9	11	4,502.6	113	2.0	2.4	3,376.9	68	2.1	2.6	2,251.3	113	3.5	4.3
伊東市	3,819	12%	5,660	4	5	2,264.0	57	1.0	1.2	1,698.0	34	1.1	1.3	1,132.0	57	1.8	2.1
御殿場市	2,706	8%	4,011	3	4	1,604.2	40	0.7	0.9	1,203.2	24	0.8	0.9	802.1	40	1.3	1.5
裾野市	2,216	7%	3,284	3	3	1,313.7	33	0.6	0.7	985.3	20	0.6	0.7	656.9	33	1.0	1.2
伊豆市	3,118	9%	4,621	4	4	1,848.5	46	0.8	1.0	1,386.3	28	0.9	1.0	924.2	46	1.4	1.7
伊豆の国市	4,548	14%	6,741	5	6	2,696.2	67	1.2	1.5	2,022.2	40	1.3	1.5	1,348.1	67	2.1	2.5
函南町	3,116	9%	4,618	4	4	1,847.3	46	0.8	1.0	1,385.5	28	0.9	1.0	923.6	46	1.4	1.7
清水町	2,518	8%	3,732	3	4	1,492.8	37	0.7	0.8	1,119.6	22	0.7	0.8	746.4	37	1.2	1.4
長泉町	1,796	5%	2,662	2	3	1,064.7	27	0.5	0.6	798.5	16	0.5	0.6	532.4	27	0.8	1.0
小山町	859	3%	1,273	1	1	509.2	13	0.2	0.3	381.9	8	0.2	0.3	254.6	13	0.4	0.5
ふじさんめっせ	27,543	100%	80,300	64	77	32,120	803	14.3	17.4	24,090	482	15.1	18.2	16,060	803	25.1	30.4
富士市	19,428	71%	56,641	45	54	22,656.5	566	10.1	12.2	16,992.4	340	10.6	12.9	11,328.2	566	17.7	21.4
富士宮市	8,115	29%	23,659	19	23	9,463.5	237	4.2	5.1	7,097.6	142	4.4	5.4	4,731.8	237	7.4	8.9
ツインメッセ静岡・静岡市	176,724	100%	463,700	368	446	185,480	4,637	82.8	100.2	139,110	2,782	86.9	105.2	92,740	4,637	144.9	175.3
JA大井川農産物集出荷場	118,713	100%	376,300	299	362	150,520	3,763	67.2	81.3	112,890	2,258	70.6	85.4	75,260	3,763	117.6	142.3
島田市	17,522	15%	55,542	44	53	22,216.7	555	9.9	12.0	16,662.5	333	10.4	12.6	11,108.4	555	17.4	21.0
焼津市	41,733	35%	132,287	105	127	52,914.6	1,323	23.6	28.6	39,686.0	794	24.8	30.0	26,457.3	1,323	41.3	50.0
藤枝市	32,268	27%	102,284	81	98	40,913.6	1,023	18.3	22.1	30,685.2	614	19.2	23.2	20,456.8	1,023	32.0	38.7
牧之原市	17,791	15%	56,394	45	54	22,557.8	564	10.1	12.2	16,918.3	338	10.6	12.8	11,278.9	564	17.6	21.3
吉田町	8,686	7%	27,533	22	26	11,013.3	275	4.9	5.9	8,259.9	165	5.2	6.2	5,506.6	275	8.6	10.4
川根本町	713	1%	2,260	2	2	904.0	23	0.4	0.5	678.0	14	0.4	0.5	452.0	23	0.7	0.9
エコバ(小笠山総合運動公園)	106,705	100%	298,400	237	287	119,360	2,984	53.3	64.5	89,520	1,790	55.9	67.7	59,680	2,984	93.3	112.8
磐田市	41,241	39%	115,330	92	111	46,132.1	1,153	20.6	24.9	34,599.1	692	21.6	26.2	23,066.1	1,153	36.0	43.6
掛川市	23,594	22%	65,981	52	63	26,392.2	660	11.8	14.3	19,794.2	396	12.4	15.0	13,196.1	660	20.6	24.9
袋井市	23,385	22%	65,396	52	63	26,158.4	654	11.7	14.1	19,618.8	392	12.3	14.8	13,079.2	654	20.4	24.7
御前崎市	6,329	6%	17,699	14	17	7,079.6	177	3.2	3.8	5,309.7	106	3.3	4.0	3,539.8	177	5.5	6.7
菊川市	8,408	8%	23,513	19	23	9,405.2	235	4.2	5.1	7,053.9	141	4.4	5.3	4,702.6	235	7.3	8.9
森町	3,748	4%	10,481	8	10	4,192.5	105	1.9	2.3	3,144.4	63	2.0	2.4	2,096.3	105	3.3	4.0
浜松市総合産業展示館	179,748	100%	635,700	505	611	254,280	6,357	113.5	137.4	190,710	3,814	119.2	144.2	127,140	6,357	198.7	240.4
浜松市	165,616	92%	585,721	465	563	234,288.2	5,857	104.6	126.6	175,716.2	3,514	109.8	132.9	117,144.1	5,857	183.0	221.5
湖西市	14,132	8%	49,979	40	48	19,991.8	500	8.9	10.8	14,993.8	300	9.4	11.3	9,995.9	500	15.6	18.9
合計	680,325		2,034,000	1,616	1,955	813,600	20,340	363	439	610,200	12,204	381	461	406,800	20,340	636	769



## 4-1 プッシュ型物資配分計画 (食料・粉ミルク)

広域物資輸送拠点及び市町	県第4次被害想定避難者数(基本①)1週間後避難所	避難者構成比(拠点別)	主食缶詰				粉ミルク(4日間分)					食料・粉ミルク合計	食料4品目(5日目~7日目それぞれ)				
			食数(全体の1割)	箱数(24食分)	パレット枚数(36箱/1枚)	保管面積(パレット枚数×1.21㎡)	重量(g)	箱数(6,480g=8缶)	箱数(6,480g=8缶)調整後	パレット枚数(25箱/1枚)	保管面積(パレット枚数×1.21㎡)		パレット枚数	食数	パレット枚数	保管面積	県拠点受入 10tトラック台数(パレット14枚)
河津建設(株)資材倉庫	16,039	100%	6,690	279	7.8	9.4	78,000	12	12	0.5	0.6	54	66,900	53	64	4	
下田市	5,356	33%	2,234.0	93	2.6	3.1	26,047.0	4	4	0.2	0.2	18	22,340	18	21		
東伊豆町	878	5%	366.2	15	0.4	0.5	4,269.8	1	1	0.0	0.0	3	3,662	3	4		1
河津町	1,308	8%	545.6	23	0.6	0.8	6,361.0	1	1	0.0	0.0	4	5,456	4	5		1
南伊豆町	1,989	12%	829.6	35	1.0	1.2	9,672.8	1	1	0.1	0.1	7	8,296	7	8		1
松崎町	2,639	16%	1,100.7	46	1.3	1.5	12,833.8	2	2	0.1	0.1	9	11,007	9	11		2
西伊豆町	3,869	24%	1,613.8	67	1.9	2.3	18,815.5	3	3	0.1	0.1	13	16,138	13	15		2
キラメッセぬまづ・沼津市	21,724	100%	6,360	265	7.4	8.9	73,000	11	11	0.4	0.5	51	63,600	51	61	4	
愛鷹広域公園	33,129	100%	4,910	205	5.7	6.9	81,000	13	13	0.5	0.6	40	49,100	39	47	3	
熱海市	838	3%	124.2	5	0.1	0.2	2,048.9	0	1	0.0	0.0	1	1,242	1	1		1
三島市	7,595	23%	1,125.6	47	1.3	1.6	18,569.7	3	3	0.1	0.1	9	11,255	9	11		2
伊東市	3,819	12%	566.0	24	0.7	0.8	9,337.4	1	1	0.1	0.1	5	5,660	4	5		1
御殿場市	2,706	8%	401.1	17	0.5	0.6	6,616.1	1	1	0.0	0.1	3	4,015	3	4		1
裾野市	2,216	7%	328.4	14	0.4	0.5	5,418.1	1	1	0.0	0.0	3	3,284	3	3		1
伊豆市	3,118	9%	462.1	19	0.5	0.6	7,623.5	1	1	0.0	0.1	4	4,621	4	4		1
伊豆の国市	4,548	14%	674.1	28	0.8	0.9	11,119.8	2	1	0.1	0.1	5	6,740	5	6		1
函南町	3,116	9%	461.8	19	0.5	0.6	7,618.6	1	1	0.0	0.1	4	4,618	4	4		1
清水町	2,518	8%	373.2	16	0.4	0.5	6,156.5	1	1	0.0	0.0	3	3,732	3	4		1
長泉町	1,796	5%	266.2	11	0.3	0.4	4,391.2	1	1	0.0	0.0	2	2,662	2	3		1
小山町	859	3%	127.3	5	0.1	0.2	2,100.2	0	1	0.0	0.0	1	1,273	1	1		1
ふじさんめっせ	27,543	100%	8,030	335	9.3	11.3	131,000	20	20	0.8	1.0	65	80,300	64	77	5	
富士市	19,428	71%	5,664.1	236	6.6	7.9	92,403.4	14	14	0.6	0.7	46	56,641	45	54		
富士宮市	8,115	29%	2,365.9	99	2.7	3.3	38,596.6	6	6	0.2	0.3	19	23,659	19	23		3
ツインメッセ静岡・静岡市	176,724	100%	46,370	1,932	53.7	64.9	634,000	98	98	3.9	4.7	372	463,700	368	446	27	
JA大井川農産物集出荷場	118,713	100%	37,630	1,568	43.6	52.7	500,000	77	77	3.1	3.7	302	376,300	299	362	22	
島田市	17,522	15%	5,554.2	231	6.4	7.8	73,799.8	11.0	11	0.5	0.6	45	55,542	44	53		6
焼津市	41,733	35%	13,228.7	551	15.3	18.5	175,772.7	27.0	27	1.1	1.3	106	132,287	105	127		14
藤枝市	32,268	27%	10,228.4	426	11.8	14.3	135,907.6	21.0	21	0.8	1.0	82	102,284	81	98		11
牧之原市	17,791	15%	5,639.4	235	6.5	7.9	74,932.8	12.0	12	0.5	0.6	45	56,394	45	54		6
吉田町	8,686	7%	2,753.3	115	3.2	3.9	36,584.0	6.0	5	0.2	0.3	22	27,533	22	26		3
川根本町	713	1%	226.0	9	0.3	0.3	3,003.0	0.0	1	0.0	0.0	2	2,260	2	2		1
エコバ(小笠山総合運動公園)	106,705	100%	29,840	1,243	34.5	41.8	420,000	65	65	2.6	3.1	240	298,400	237	287	17	
磐田市	41,241	39%	11,533.0	480	13.3	16.1	162,328.1	25.1	25	1.0	1.2	93	115,330	92	111		12
掛川市	23,594	22%	6,598.1	275	7.6	9.2	92,868.0	14.4	15	0.6	0.7	53	65,981	52	63		7
袋井市	23,385	22%	6,539.6	272	7.6	9.2	92,045.4	14.2	14	0.6	0.7	53	65,396	52	63		7
御前崎市	6,329	6%	1,769.9	74	2.0	2.5	24,911.5	3.9	4	0.2	0.2	14	17,699	14	17		2
菊川市	8,408	8%	2,351.3	98	2.7	3.3	33,094.6	5.1	5	0.2	0.2	19	23,513	19	23		3
森町	3,748	4%	1,048.1	44	1.2	1.5	14,752.4	2.3	2	0.1	0.1	8	10,481	8	10		2
浜松市総合産業展示館	179,748	100%	63,570	2,649	73.6	89.0	849,000	131	131	5.2	6.3	510	635,700	505	611	37	
浜松市	165,616	92%	58,572.1	2,441	67.8	82.0	782,250.6	121	121	4.8	5.8	470	585,721	465	563		
湖西市	14,132	8%	4,997.9	208	5.8	7.0	66,749.4	10	10	0.4	0.5	40	49,979	40	48		5
合計	680,325		203,400	8,476	235	285	2,766,000	427	427	17	21	1,633	2,034,000	1,616	1,955	119	101

4-1 プッシュ型物資配分計画  
(紙おむつ等)

広域物資輸送拠点及び市町	県第4次被害想定 避難者数(基本①) 1週間後避難所	避難者構成比(拠点別)									携帯トイレ(4日間分)			
			枚	箱数(168枚)	パレット枚数(40箱/1枚)	保管面積(パレット枚数×1.21㎡)	枚	箱数(88枚)	パレット枚数(24箱/1枚)	保管面積(パレット枚数×1.21㎡)	枚	箱数(100枚)	パレット枚数(120箱/1枚)	保管面積(パレット枚数×1.21㎡)
河津建設(株)資材倉庫	16,039	100%	13,482	80	2.0	2.4	2,640	30	1.3	1.5	226,794	2,268	18.9	22.9
下田市	5,356	33%	4,502.1	27	0.7	0.8	881.6	10	0.4	0.5	75,734.7	757	6.3	7.6
東伊豆町	878	5%	738.0	4	0.1	0.1	144.5	2	0.1	0.1	12,415.1	124	1.0	1.3
河津町	1,308	8%	1,099.5	7	0.2	0.2	215.3	2	0.1	0.1	18,495.3	185	1.5	1.9
南伊豆町	1,989	12%	1,671.9	10	0.2	0.3	327.4	4	0.2	0.2	28,124.8	281	2.3	2.8
松崎町	2,639	16%	2,218.3	13	0.3	0.4	434.4	5	0.2	0.2	37,315.9	373	3.1	3.8
西伊豆町	3,869	24%	3,252.2	19	0.5	0.6	636.8	7	0.3	0.4	54,708.3	547	4.6	5.5
キラメッセぬまづ・沼津市	21,724	100%	12,703	76	1.9	2.3	2,488	28	1.2	1.4	213,696	2,137	17.8	21.5
愛鷹広域公園	33,129	100%	14,061	84	2.1	2.5	2,754	31	1.3	1.6	236,542	2,365	19.7	23.8
熱海市	838	3%	355.7	2	0.1	0.1	69.7	1	0.0	0.0	5,983.3	60	0.5	0.6
三島市	7,595	23%	3,223.6	19	0.5	0.6	631.4	7	0.3	0.4	54,228.5	542	4.5	5.5
伊東市	3,819	12%	1,620.9	10	0.2	0.3	317.5	4	0.1	0.2	27,267.8	273	2.3	2.7
御殿場市	2,706	8%	1,148.5	7	0.2	0.2	224.9	3	0.1	0.1	19,320.9	193	1.6	1.9
裾野市	2,216	7%	940.5	6	0.1	0.2	184.2	2	0.1	0.1	15,822.3	158	1.3	1.6
伊豆市	3,118	9%	1,323.4	8	0.2	0.2	259.2	3	0.1	0.1	22,262.6	223	1.9	2.2
伊豆の国市	4,548	14%	1,930.3	12	0.3	0.3	378.1	4	0.2	0.2	32,472.8	325	2.7	3.3
函南町	3,116	9%	1,322.5	8	0.2	0.2	259.0	3	0.1	0.1	22,248.3	222	1.9	2.2
清水町	2,518	8%	1,068.7	6	0.2	0.2	209.3	2	0.1	0.1	17,978.6	180	1.5	1.8
長泉町	1,796	5%	762.3	5	0.1	0.1	149.3	2	0.1	0.1	12,823.5	128	1.1	1.3
小山町	859	3%	364.6	2	0.1	0.1	71.4	1	0.0	0.0	6,133.3	61	0.5	0.6
ふじさんめっせ	27,543	100%	22,756	135	3.4	4.1	4,456	51	2.1	2.6	382,816	3,828	31.9	38.6
富士市	19,428	71%	16,051.4	95	2.4	2.9	3,143.1	36	1.5	1.8	270,026.8	2,700	22.5	27.2
富士宮市	8,115	29%	6,704.6	40	1.0	1.2	1,312.9	15	0.6	0.8	112,789.2	1,128	9.4	11.4
ツインメッセ静岡・静岡市	176,724	100%	109,973	655	16.4	19.8	21,536	245	10.2	12.4	1,850,000	18,500	154.2	186.5
J A 大井川農産物集出荷場	118,713	100%	86,785	517	12.9	15.6	16,995	193	8.0	9.7	1,459,928	14,599	121.7	147.2
島田市	17,522	15%	12,809.4	76	1.9	2.3	2,508.5	28	1.2	1.4	215,484.9	2,155	18.0	21.7
焼津市	41,733	35%	30,508.9	182	4.5	5.5	5,974.5	68	2.8	3.4	513,230.9	5,132	42.8	51.7
藤枝市	32,268	27%	23,589.5	141	3.5	4.3	4,619.5	52	2.2	2.6	396,830.6	3,968	33.1	40.0
牧之原市	17,791	15%	13,006.1	77	1.9	2.3	2,547.0	29	1.2	1.5	218,793.0	2,188	18.2	22.1
吉田町	8,686	7%	6,349.9	38	0.9	1.1	1,243.5	14	0.6	0.7	106,820.1	1,068	8.9	10.8
川根本町	713	1%	521.2	3	0.1	0.1	102.1	1	0.0	0.1	8,768.4	88	0.7	0.9
エコパ(小笠山総合運動公園)	106,705	100%	72,920	434	10.9	13.1	14,280	162	6.8	8.2	1,226,695	12,267	102.2	123.7
磐田市	41,241	39%	28,183.3	168	4.2	5.1	5,519.2	63	2.6	3.2	474,112.1	4,741	39.5	47.8
掛川市	23,594	22%	16,123.7	96	2.4	2.9	3,157.5	36	1.5	1.8	271,239.8	2,712	22.6	27.4
袋井市	23,385	22%	15,980.8	95	2.4	2.9	3,129.5	36	1.5	1.8	268,837.1	2,688	22.4	27.1
御前崎市	6,329	6%	4,325.1	26	0.6	0.8	847.0	10	0.4	0.5	72,759.0	728	6.1	7.3
菊川市	8,408	8%	5,745.9	34	0.9	1.0	1,125.2	13	0.5	0.6	96,659.5	967	8.1	9.7
森町	3,748	4%	2,561.3	15	0.4	0.5	501.6	6	0.2	0.3	43,087.5	431	3.6	4.3
浜松市総合産業展示館	179,748	100%	147,331	877	21.9	26.5	28,852	328	13.7	16.5	2,478,452	24,785	206.5	249.9
浜松市	165,616	92%	#####	808	20.2	24.4	26,583.6	302	12.6	15.2	2,283,593.2	22,836	190.3	230.3
湖西市	14,132	8%	11,583.3	69	1.7	2.1	2,268.4	26	1.1	1.3	194,858.8	1,949	16.2	19.6
合計	680,325		480,011	2,858	71	86	94,001	1,068	45	54	8,074,923	80,749	673	814

4-1 プッシュ型物資配分計画  
(紙おむつ等)

広域物資輸送拠点及び市町	県第4次被害想定 避難者数(基本①) 1週間後避難所	避難者構成比(拠点別)	トイレットペーパー(4日間分)				生理用品(4日間分)					紙おむつ などの 5品目の パレット 枚数
			ロール	箱数(96 ロール)	パレット 枚数40箱 /1枚)	保管面積 (パレット 枚数× 1.21㎡)	枚	箱数 (1,080 枚)	箱数 (1,080 枚)調 整後	パレット 枚数(8 箱/1枚)	保管面積 (パレット 枚数× 1.21㎡)	
河津建設(株)資材倉庫	16,039	100%	11,880	124	3.1	3.8	15,957	15	15	1.9	2.3	27
下田市	5,356	33%	3,967.2	41	1.0	1.3	5,328.6	5	5	0.6	0.8	9
東伊豆町	878	5%	650.3	7	0.2	0.2	873.5	1	1	0.1	0.1	1
河津町	1,308	8%	968.8	10	0.3	0.3	1,301.3	1	1	0.2	0.2	2
南伊豆町	1,989	12%	1,473.2	15	0.4	0.5	1,978.8	2	2	0.2	0.3	3
松崎町	2,639	16%	1,954.7	20	0.5	0.6	2,625.5	2	2	0.3	0.4	4
西伊豆町	3,869	24%	2,865.7	30	0.7	0.9	3,849.2	4	4	0.5	0.5	7
キラメッセぬまづ・沼津市	21,724	100%	11,194	117	2.9	3.5	15,035	14	14	1.8	2.1	26
愛鷹広域公園	33,129	100%	12,391	129	3.2	3.9	16,643	15	15	1.9	2.3	28
熱海市	838	3%	313.4	3	0.1	0.1	421.0	0	1	0.0	0.1	1
三島市	7,595	23%	2,840.7	30	0.7	0.9	3,815.5	3	3	0.4	0.5	6
伊東市	3,819	12%	1,428.4	15	0.4	0.4	1,918.5	2	2	0.2	0.3	3
御殿場市	2,706	8%	1,012.1	11	0.3	0.3	1,359.4	1	1	0.2	0.2	2
裾野市	2,216	7%	828.8	9	0.2	0.3	1,113.3	1	1	0.1	0.2	2
伊豆市	3,118	9%	1,166.2	12	0.3	0.4	1,566.4	1	1	0.2	0.2	3
伊豆の国市	4,548	14%	1,701.1	18	0.4	0.5	2,284.8	2	2	0.3	0.3	4
函南町	3,116	9%	1,165.5	12	0.3	0.4	1,565.4	1	1	0.2	0.2	3
清水町	2,518	8%	941.8	10	0.2	0.3	1,265.0	1	1	0.1	0.2	2
長泉町	1,796	5%	671.7	7	0.2	0.2	902.3	1	1	0.1	0.1	2
小山町	859	3%	321.3	3	0.1	0.1	431.5	0	1	0.0	0.1	1
ふじさんめっせ	27,543	100%	20,054	209	5.2	6.3	26,934	25	25	3.1	3.8	46
富士市	19,428	71%	14,145.5	147	3.7	4.5	18,998.4	18	18	2.2	2.7	32
富士宮市	8,115	29%	5,908.5	62	1.5	1.9	7,935.6	7	7	0.9	1.1	13
ツインッセ静岡・静岡市	176,724	100%	96,911	1,009	25.2	30.5	130,164	121	121	15.1	18.3	221
J A 大井川農産物集出荷場	118,713	100%	76,477	797	19.9	24.1	102,719	95	95	11.9	14.4	174
島田市	17,522	15%	11,288.0	118	2.9	3.6	15,161.3	14	14	1.8	2.1	26
焼津市	41,733	35%	26,885.1	280	7.0	8.5	36,110.4	33	33	4.2	5.1	61
藤枝市	32,268	27%	20,787.6	217	5.4	6.6	27,920.6	26	26	3.2	3.9	47
牧之原市	17,791	15%	11,461.3	119	3.0	3.6	15,394.0	14	14	1.8	2.2	26
吉田町	8,686	7%	5,595.7	58	1.5	1.8	7,515.8	7	7	0.9	1.1	13
川根本町	713	1%	459.3	5	0.1	0.1	616.9	1	1	0.1	0.1	1
エコパ(小笠山総合運動公園)	106,705	100%	64,260	669	16.7	20.2	86,309	80	80	10.0	12.1	147
磐田市	41,241	39%	24,836.2	259	6.5	7.8	33,358.0	31	31	3.9	4.7	57
掛川市	23,594	22%	14,208.8	148	3.7	4.5	19,084.2	18	18	2.2	2.7	32
袋井市	23,385	22%	14,082.9	147	3.7	4.4	18,915.1	18	17	2.2	2.7	32
御前崎市	6,329	6%	3,811.5	40	1.0	1.2	5,119.3	5	5	0.6	0.7	9
菊川市	8,408	8%	5,063.5	53	1.3	1.6	6,800.9	6	6	0.8	1.0	12
森町	3,748	4%	2,257.1	23	0.6	0.7	3,031.6	3	3	0.4	0.4	5
浜松市総合産業展示館	179,748	100%	129,832	1,352	33.8	40.9	174,381	161	161	20.1	24.4	296
浜松市	165,616	92%	119,624.5	1,246	31.1	37.7	160,671.0	148	148	18.5	22.4	273
湖西市	14,132	8%	10,207.5	106	2.7	3.2	13,710.0	13	13	1.6	1.9	23
合計	680,325		422,999	4,406	110	133	568,142	526	526	66	80	965

8品目合計(発災後4日目)		
総パレット枚数 (毛布の2次配分結果反映)	県拠点受入 10tトラック 台数(パレット14枚)	市町拠点受入 4tトラック台数 (パレット8枚)
368	27	
191		
4		1
27		4
28		4
40		6
77		10
347	25	
367	27	
2		1
16		2
8		1
6		1
47		6
66		9
96		13
66		9
5		1
38		5
18		3
595	43	
420		
175		22
2,935	210	
2,324	167	
338		43
1,028		129
629		79
291		37
35		5
3		1
1,939	139	
619		78
281		36
554		70
192		24
203		26
91		12
3,944	282	
3,612		
331		42
12,819	920	680

# 第5章

## 燃料供給関係

# 第5章

## 燃料供給関係 (報告様式等)

燃料調達シート

<本件問い合わせ先(担当課)>

燃料要請通し番号	
----------	--

	石油精製備蓄課	
	石油流通課	

1. 処理状況

日時	内容	所属	担当者
	要請発生	(被災地自治体→) 内閣府	
	要請受領	(内閣府→) 資源エネルギー庁	
	要請発信	資源エネルギー庁 (→石油連盟/全石連)	
	要請受領・仕分開始①	石油連盟 (対元売) / 全石連 (県石、石商、役員等)	
	要請受領・仕分開始②	都道府県石商	
	要請受領・仕分開始③	石商	
	要請仕分報告	石油連盟/全石連 (→資エ庁)	
	運送事業者報告	石油連盟/全石連 (→資エ庁)	

2. 要請元・納入先情報

発注・要請元	名称			
	担当者名		電話番号	
納入先施設等	名称		施設番号※	
	住所			
	燃料担当者名		電話番号	
			携帯電話	
	平時納入業者名		電話番号	

3. 要請内容

品目	数量 (kl)	荷姿	タンク形態	タンク容量 (kl)	必要ホース長 (m)	給油口規格		
						口径	名称	形式
ガソリン								
ジェット								
灯油								
軽油								
A重油 ( )								
その他 ( )								
(備考)								

4. 配送手配状況

燃料提供者 (元売)	事業者名			
	支店/部署名			
燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名			
	支店/部署名			
輸送事業者	事業者名			
配送車両・予定	車番			
	ドライバー名			
	出荷予定		到着予定	
	出荷基地			

**記載例**

燃料調達シート

<本件問い合わせ先(担当課)>

燃料要請通し番号	
----------	--

	石油精製備蓄課	
	石油流通課	

1. 処理状況

日時	内容	所属	担当者
	要請発生	(被災地自治体→) 内閣府	
	要請受領	(内閣府→) 資源エネルギー庁	
	要請発信	資源エネルギー庁 (→石油連盟/全石連)	
点線内のみ 記載	要請受領・仕分開始①	石油連盟 (対元売) / 全石連 (県石、石商、役員等)	
	要請受領・仕分開始②	都道府県石商	
	要請受領・仕分開始③	石商	
	要請仕分報告	石油連盟/全石連 (→資エ庁)	
	運送事業者報告	石油連盟/全石連 (→資エ庁)	

2. 要請元・納入先情報

発注・要請元	名称	〇〇病院		
	担当者名	〇〇 〇〇	電話番号	053-〇〇〇-〇〇〇
納入先施設等	名称	〇〇病院	施設番号※	〇〇〇
	住所	浜松市〇区〇〇町〇〇		
	燃料担当者名	〇〇 〇〇	電話番号	053-〇〇〇-〇〇〇
			携帯電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
	平時納入業者名	〇〇石油〇〇SS	電話番号	053-〇〇〇-〇〇〇

3. 要請内容

品目	数量 (kl)	荷姿	タンク形態	タンク容量 (kl)	必要ホース長 (m)	給油口規格		
						口径	名称	形式
ガソリン								
ジェット								
灯油								
軽油	1	ローリー (含ミニ)	地下タンク	3kl	5	2B	JIS (PT・PF)	外ネジ
A重油 ( )	3	ローリー (含ミニ)	地下タンク	8kl	5	2B	JIS (PT・PF)	外ネジ
その他 ( )								
(備考)								

4. 配送手配状況

燃料提供者 (元売)	事業者名	
	支店/部署名	
燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名	
	支店/部署名	
輸送事業者	事業者名	
配送車両・予定	車番	
	ドライバー名	
	出荷予定	到着予定
	出荷基地	

# 第6章

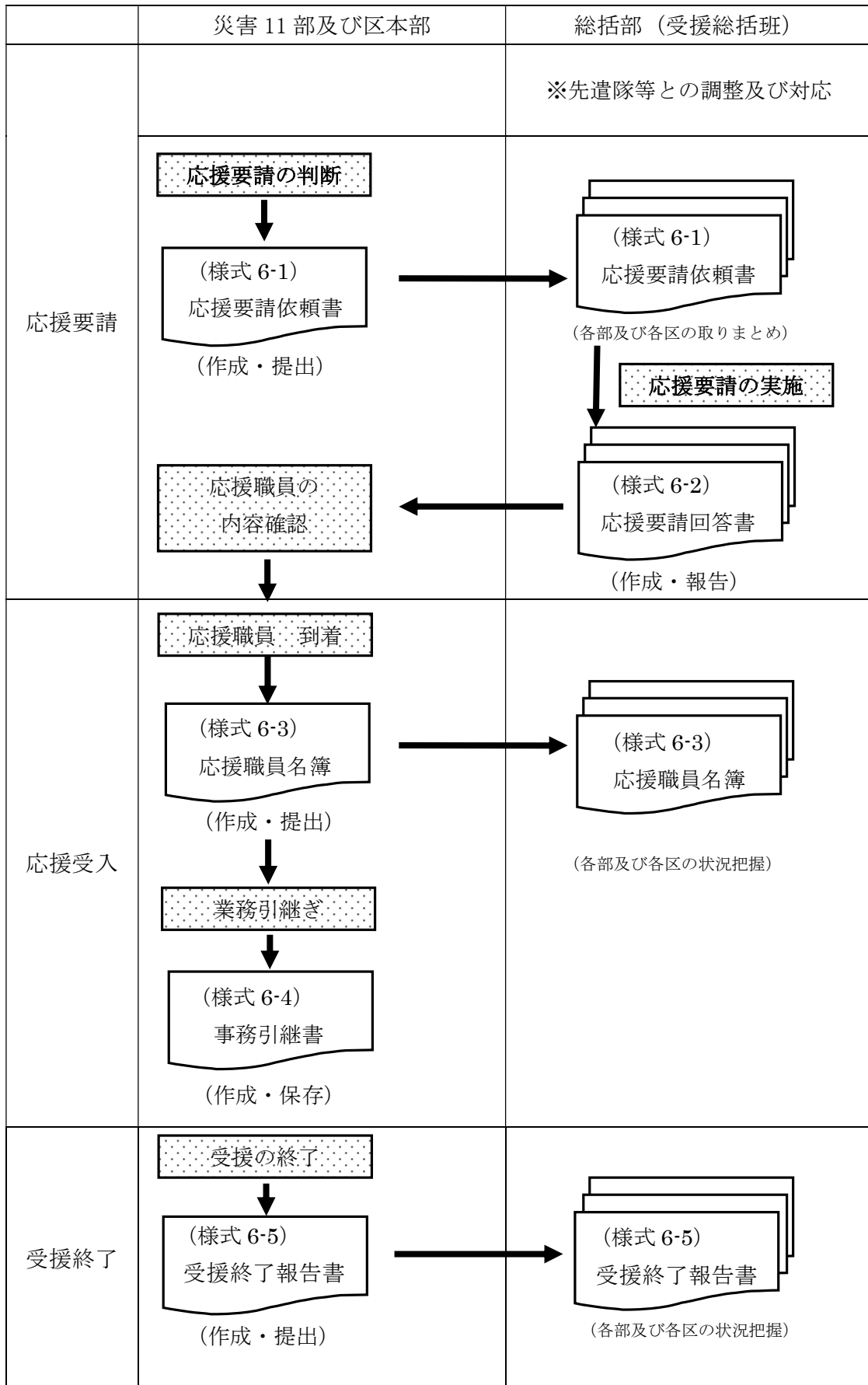
## 他都市職員の受入れ関係



## 6-1 受援が必要と予想される業務

	業務等の名称	担当部	担当班	資格等
1	物資調達・受入れ・仕分け・配送業務	物資管理部	受入・搬入班	不要
2	被災建物応急危険度判定業務	都市復興部	建物・宅地判定班	要資格
3	被災宅地危険度判定業務	都市復興部	建物・宅地判定班	要資格
4	応急仮設住宅建設業務	都市復興部	住宅班	技師
5	仮設住宅の申込み受付・入居手続き業務	都市復興部	住宅班	不要
6	道路・河川・橋梁・建物等の復旧業務	土木復旧部	道路班 河川班	技師
7	上水道の復旧・応急給水業務	上下水道復旧部	水道復旧班	技師
8	下水道の復旧業務	上下水道復旧部	下水復旧班	技師
9	建物被害認定調査業務	家屋調査部	税務総務 市民税 資産税 収納対策	不要
10	り災証明書の発行業務	家屋調査部	税務総務 市民税 資産税 収納対策	不要
11	税に関する業務	家屋調査部	税務総務 市民税 資産税 収納対策	不要
12	避難所における保健衛生活動業務	医療救護・衛生部	医療支援班	保健師
13	災害ガレキ処理業務	廃棄物処理部	収集処理班	不要
14	避難所の運営業務	各区本部	各区本部	不要

## 6-2 様式仕様のフロー図



# 第6章

## 他都市職員の受入れ関係 (報告様式等)

応援要請依頼書

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇 : 〇〇時作成

部・区本部名		電話番号 (内線)	
担当班名		F A X 番号	
受援担当者名		E-mail	

業務名	
活動内容	
活動場所	
職 種	
必要な資格・経験等	
人 数	
活動期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇日間)
備 考	

### 応援要請依頼書

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇 : 〇〇時作成

部・区本部名	〇〇部	電話番号 (内線)	〇〇〇-△△△△ (△△△△)
担当班名	☆☆☆班	F A X 番号	〇〇〇-□□□□
受援担当者名	浜松 太郎	E-mail	…@city.hamamatsu.shizuoka.jp

業務名	避難所の運營業務
活動内容	避難所の運営、物資確認、避難者確認等
活動場所	〇〇小学校、〇〇中学校、△△小学校
職 種	無
必要な資格・経験等	無
人 数	6名
活動期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇日間)
備 考	

応援要請回答書

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇 : 〇〇時要請

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇 : 〇〇時作成

部・区本部名		電話番号 (内線)	
担当班名		F A X 番号	
受援担当者名		E-mail	

応援団体	団体名	
	代表者	
	連絡先	
活動内容		
人 数		
活動期間		令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇日間)
活動場所		
要請の根拠		( 法律 ・ 協定 ・ その他 )
備 考		

応援要請回答書

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇：〇〇時要請

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇：〇〇時作成

部・区本部名	〇〇部	電話番号 (内線)	〇〇〇-△△△△ (△△△△)
担当班名	☆☆☆班	F A X 番号	〇〇〇-□□□□
受援担当者名	浜松 太郎	E-mail	…@city.hamamamatsu.shizuoka.jp

応援団体	団体名	〇〇市役所
	代表者	〇〇 〇〇
	連絡先	△△△-××××
活動内容	避難所の運営業務	
人数	6名	
活動期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇日間)	
活動場所	〇〇小学校、〇〇中学校、△△小学校	
要請の根拠	( 法律 ・ <span style="border: 1px solid black;">協定</span> ・ その他 )	
	〇△□応援協定	
備考		

応援職員名簿

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇 : 〇〇時作成

部・区本部名		電話番号 (内線)	
担当班名		F A X 番号	
受援担当者名		E-mail	

NO	応援団体名	氏 名	活動場所	宿泊場所	期 間
					自： 月 日 至： 月 日
					自： 月 日 至： 月 日
					自： 月 日 至： 月 日
					自： 月 日 至： 月 日
					自： 月 日 至： 月 日
					自： 月 日 至： 月 日



**応援職員名簿**

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇 : 〇〇時作成

部・区本部名	〇〇部	電話番号 (内線)	〇〇〇-△△△△ (△△△△)
担当班名	☆☆☆班	F A X 番号	〇〇〇-□□□□
受援担当者名	浜松 太郎	E-mail	…@city.hamamamatsu.shizuoka.jp

NO	応援団体名	氏 名	活動場所	宿泊場所	期 間
1	〇〇市役所	〇〇 ××	〇〇小学校	〇〇ホテル	自：〇月□日 至：〇月△日
2	〇〇市役所	×× 〇〇	〇〇小学校	〇〇ホテル	自：〇月□日 至：〇月△日
3	〇〇市役所	□□ ××	〇〇中学校	〇〇ホテル	自：〇月□日 至：〇月△日
4	〇〇市役所	×× □□	〇〇中学校	〇〇ホテル	自：〇月□日 至：〇月△日
5	〇〇市役所	☆☆ 〇〇	△△小学校	〇〇ホテル	自：〇月□日 至：〇月△日
6	〇〇市役所	〇〇 ☆☆	△△小学校	〇〇ホテル	自： 月 日 至： 月 日

事務引継書

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇 : 〇〇時作成

業務名		
業務内容		
	前任者	後任者
応援団体名・氏名	応援団体名 : 氏 名 :	応援団体名 : 氏 名 :
引継事項		
現状と課題		
今後の方針・予定		
その他必要事項		

※受援担当者記載欄

部名・ 受援担当者氏名	
確認日	令和 年 月 日
備考	

### 事務引継書

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇 : 〇〇時作成

業務名	避難所の運営業務	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者のニーズ把握</li> <li>・ 食料、生活必需品等の物資の受払いに関する事</li> </ul>	
応援団体名・氏名	前任者	後任者
	応援団体名 : 〇〇市役所 氏 名 : △△ 〇〇	応援団体名 : 〇〇市役所 氏 名 : △△ ☆☆
引継事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢の方が多く非難をしている</li> <li>・ 飲料水が不足のため、物資依頼中</li> </ul>	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者は徐々に減少してきている</li> </ul>	
今後の方針・予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状維持で運営を継続</li> </ul>	
その他必要事項		

※受援担当者記載欄

部名・ 受援担当者氏名	〇〇部 △△ □□
確認日	令和〇〇年 〇月 〇日
備考	

## 受援終了報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇 : 〇〇時作成

業務名	
要請内容	
応援団体名	
人数	
期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日
活動場所	
終了日	令和 年 月 日

## ※受援担当者記載欄

部名・ 受援担当者氏名	
確認日	令和 年 月 日
備考	

### 受援終了報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇 : 〇〇時作成

業務名	避難所の運営業務
要請内容	避難所の運営、物資確認、避難者確認等
応援団体名	〇〇市役所
人 数	6名
期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日
活動場所	〇〇小学校、〇〇中学校、△△小学校
終了日	令和〇〇年〇〇月△△日

※受援担当者記載欄

部名・ 受援担当者氏名	〇〇部 △△ □□
確認日	令和〇〇年 〇月 〇日
備 考	

# 第7章

## ボランティア受入れ関係

## 7-1 区災害ボランティアセンター活動拠点候補地

(計7箇所)

区名	施設名	所在地	電話番号
中区	福祉交流センター	中区成子町 140番地の8	452-3131
東区	産業展示館北館	東区流通元町 20番2号	421-1311
西区	雄踏総合公園テラスハウス	西区雄踏町宇布見 9984-1	596-1894
南区	可美市民サービスセンター	南区若林 925-1	447-1111
北区	新都田市民サービスセンター	北区新都田三丁目 13-1	428-9221
浜北区	浜北高齢者ふれあい福祉センター	浜北区小林 1272番地 の1	586-4499
天竜区	天竜保健福祉センター	天竜区二俣町二俣 530-18	926-0322

(「浜松市地域防災計画」より)

## 7-2 災害ボランティア宿营地

(計7箇所)

区名	施設名	所在地	電話番号
中区	浜松城公園	中区元城町 100-2	453-8372
東区	安間川公園	東区安新町 181-2	421-4295
西区	雄踏総合公園	西区雄踏町宇布見 9984-1	596-1894
南区	可美公園	南区増楽町 920-2	449-1155
北区	都田総合公園	北区新都田一丁目 103-4	428-4860
浜北区	美蘭中央公園	浜北区西美蘭 733	586-7900
天竜区	船明ダム運動広場	天竜区船明 2649	925-8061

(「浜松市地域防災計画」より)